
佐那河内村総合計画（後期）

（令和 7 年度から令和 11 年度）

令和 7 年 4 月

佐那河内村

はじめに

現在、我が国は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、東京一極集中の流れが加速するという厳しい状況が続いています。また、台風や地震などによる大規模な自然災害や、新型コロナウイルスの感染拡大など、想像を超える事象が多発し、地域の安全・安心に大きな影響を及ぼしています。



こうした中、佐那河内村では、村の今後 10 年間のあるべき姿を求め、持続的な発展を目指していくため、佐那河内村総合計画の策定に取り組んできました。計画策定に当たっては、住民満足度調査やワークショップで寄せられた多くのご意見を基に、総合計画策定委員会で議論をいただきました。

こうして策定した総合計画は、めざす将来像を『豊かな未来に向かって つづくむら宣言 さなごうち』とし、しごと・雇用の創出や新しいひとの流れづくりなど、村民の皆様の福祉向上と地域活性化に欠かすことのできない重点施策を盛り込みました。

本計画の後期分を策定するにあたり、前期計画の見直しを行い、必要な事業の取捨選択を行いました。村の特色である人と人とのきずなや、常会・講中などの地域コミュニティの強さ、さらには先人の知恵と積み重ねてこられた努力を継承し、村民の皆様とともに取り組んで参ります。

結びに、計画策定に当たり、多大なご尽力を賜りました総合計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただいた村民の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けた取組に、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月

佐那河内村長 岩 城 福 治

目 次

第1編 序 論

第1章 計画策定に当たって.....	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の構成と実行期間.....	4
第2章 村を取り巻く動向.....	6
1. 佐那河内村の概要.....	6
2. 住民意識（平成31年調査）	13
3. 時代の潮流を踏まえた村の発展課題	20

第2編 基本構想

第1章 佐那河内村の将来像.....	27
1. 将来像.....	27
2. 基本的な考え方	28
3. 将来推計人口	29
4. 施策体系	33
5. 基本目標	34

第3編 基本計画

第1章 快適で安心して暮らせる村をつくります	39
1. 安心して暮らせる社会基盤の整備	39
2. 住みよい環境づくり.....	45
3. 安全な村民生活の確保.....	48
第2章 健康でひとに優しい村をつくります	50
1. 安らぎの社会を育む.....	50
2. 保健・医療の充実.....	55
第3章 ひとが生き生きと学び続ける村をつくります	57
1. 幼児教育・養護の推進.....	57
2. 学校教育の推進	58
3. 社会教育、文化、芸術、スポーツ活動の振興.....	61
第4章 産業が元気で生き生きと働ける村をつくります	64
1. 農林業の振興	64
2. 地場企業の振興	68
3. 観光の振興	70
第5章 参画と協働で支え合う村をつくります	72
1. 住民主体の村づくり.....	72
2. 安定した行財政基盤の確立.....	74

3. 男女共同参画の推進.....	76
第6章 計画の推進に向けて.....	77

第4編 地方創生総合戦略

第1章 基本理念.....	81
第2章 施策体系.....	82
第3章 基本施策.....	83
1. しごと・雇用を創出する.....	83
2. 新しいひとの流れをつくる.....	85
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	87
4. 交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める.....	89

資料編

1 総合計画策定委員会委員名簿.....	93
----------------------	----

第 1 編 序 論

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

佐那河内村では、平成18（2006）年度に策定した「第4次佐那河内村振興計画」において、「キラリ輝く うるおい豊かな村」を村づくりのテーマとして、平成27（2015）年度を目標年次とした総合的かつ体系的な村づくりを進めてきました。

この間、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などによる大規模災害の発生、経済活動のグローバル化などにより、社会経済情勢は大きく変化し、地方自治体は多様化・高度化する地域課題に対応していくことが求められています。

そうした中で、国においては、人口減少や東京一極集中が地域経済の縮小をもたらし、様々な社会基盤の維持を困難にするとして、「地方創生」を掲げ、人口減少と少子高齢化等の課題を克服し、持続可能な地域づくりをめざすよう、全国の地方自治体に対して、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。

これを受けて本村においても、平成27（2015）年度に「佐那河内村 地方創生総合戦略と人口ビジョン」を策定し、次の世代へ向け「村」の魅力を伝え、村に関わる全ての人々と地域を育てていくことをめざして、地方創生事業に取り組んできたところです。

このような中、村内外の動向に的確に対応するとともに、住民と行政の協働によって、より良い「佐那河内村」を築いていくため、新たな村づくりの指針として、佐那河内村総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、本村の恵まれた自然環境、長い時間をかけて培ってきた文化や人と人とのふれあいを大切に継承し、将来に向けた計画的な村づくりを進めるための指針となるもので、毎年度の予算編成や事業の立案などの基本となるものです。

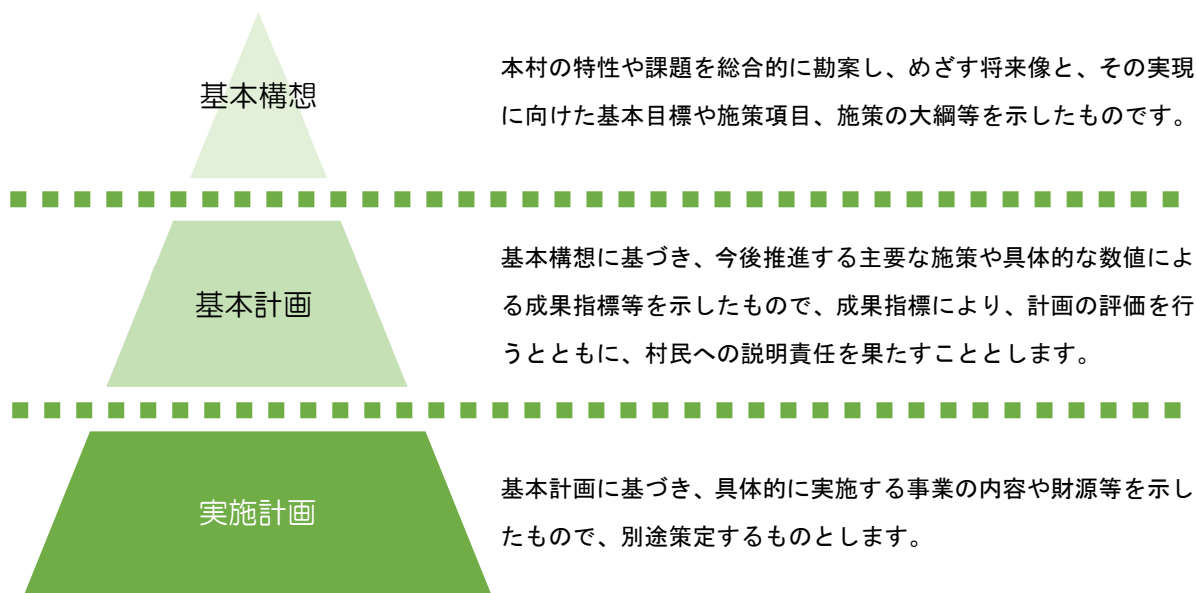
策定に当たっては、住民と行政の協働による村づくりを基調に進めてきた「第4次佐那河内村振興計画」や「佐那河内村地方創生総合戦略」との連続性に留意しつつ、新たな時代の要請に対応することを重視し、豊かな未来へ向かって持続可能な村づくりを進めるため、後期5年間で取り組む施策を盛り込んでいます。

2. 計画の構成と実行期間

1 計画の構成

(1) 計画全体の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成し、それぞれの構成は、次のとおりです。



(2) 計画と総合戦略の関係

佐那河内村地方創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定するものです。次の世代へ向けて「県唯一の村の『わ』を次世代へ向けて育む」という基本理念のもと、総合計画の施策のうちの地方創生関連施策を、今後、特に重点的に取り組む施策として位置付けています。計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

【佐那河内村総合計画】

将来像

豊かな未来に向かって
つづくむら宣言 さなごうち

基本目標

- 1 快適で安心して暮らせる村をつくれます
- 2 健康でひとに優しい村をつくれます
- 3 ひとが生き生きと学び続ける村をつくれます
- 4 産業が元気で生き生きと働ける村をつくれます
- 5 参画と協働で支え合う村をつくれます

地方創生関連施策を重点的に取り組む施策として位置付け

【佐那河内村地方創生総合戦略】

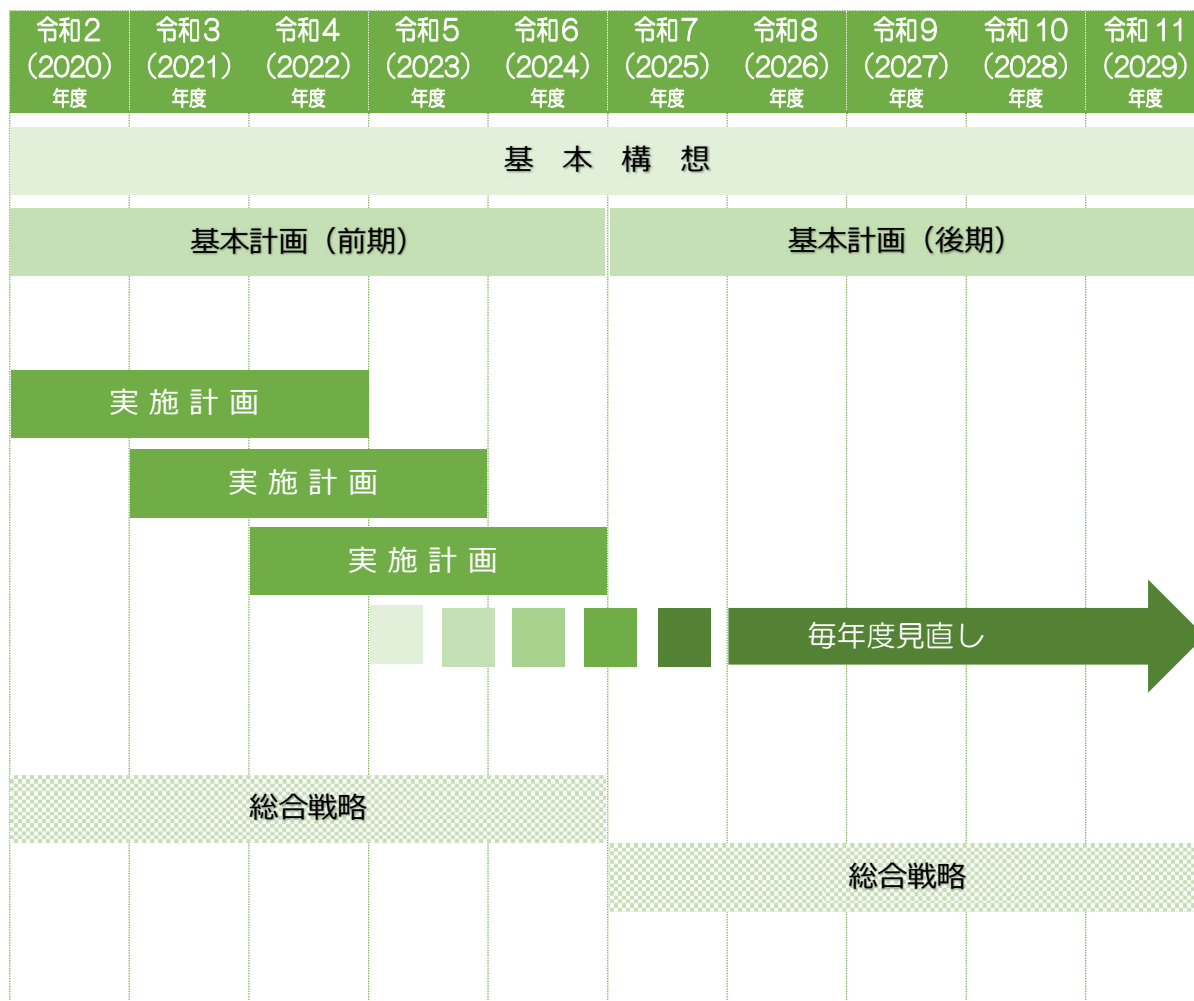
基本理念

県唯一の村の『わ』を次世代へ向けて育む
基本施策

1. しごと・雇用を創出する
2. 新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める

2 計画の実施期間

本計画の実施期間は、次のとおりです。



第2章 村を取り巻く動向

1. 佐那河内村の概要

1 地勢及び立地

本村は、徳島県の中東部に位置し、西北は名西郡神山町、南は勝浦郡勝浦町、上勝町に接し、東は徳島市に接しています。東西約 9.5km、南北約 4.5km の平行四辺形の形状となっており、総面積は 42.28km² です。徳島県で唯一の村ですが、徳島市にある徳島県庁やＪＲ徳島駅までは約 16km、車で約 30 分、徳島空港には車で約 45 分の距離に位置しています。また、剣山山脈の東端に位置し、山麓近くには緩慢な傾斜面があり、村の中央を東西に走る丘、中山が南北二溪に分けています。

平野部は、村内を流れる園瀬川、嵯峨川流域の地域に集落、農地が広がっています。また、山間部には、棚田、段々畑、山地が広がり、集落が点在しており、山間地を利用して、さくらももいちごや達磨キウイフルーツ・大川原ネギ等のブランド品や、みかん・すだち・菜の花・しいたけなどの栽培が盛んです。

図表 佐那河内村の概況



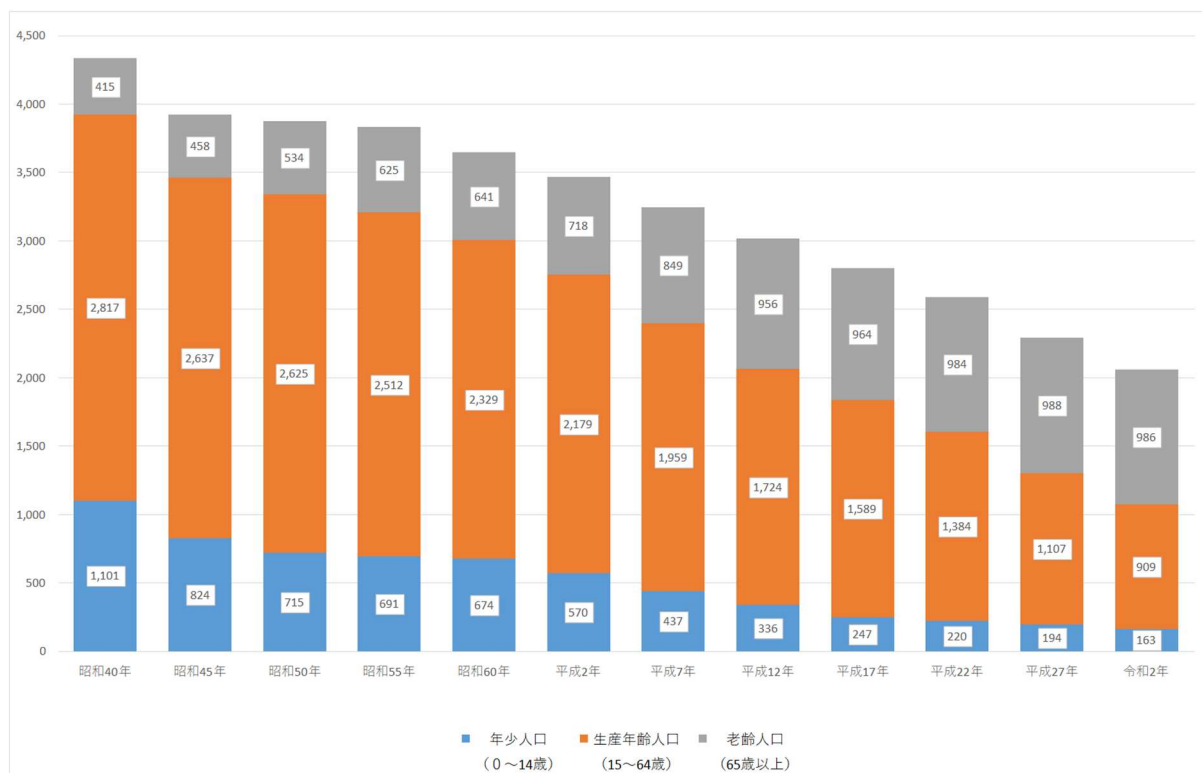
2 人口・世帯の状況

(1) 人口

本村の人口は減少傾向が続いており、令和 2(2020)年国勢調査によると、総人口は 2,058 人で、昭和 50(1975)年からの 50 年間で 1,816 人減少(人口増減率-46.9%)、昭和 40(1965)年からの 60 年間では 2,275 人減少(人口減少率-52.5%)と半減しています。年齢 3 区分別人口をみると、老年人口(65 歳以上)は、昭和 40(1965)年の 415 人(人口構成比 9.6%)から令和 2(2020)年には 986 人(人口構成比 47.9%)に増加し、高齢化が進んでいます。

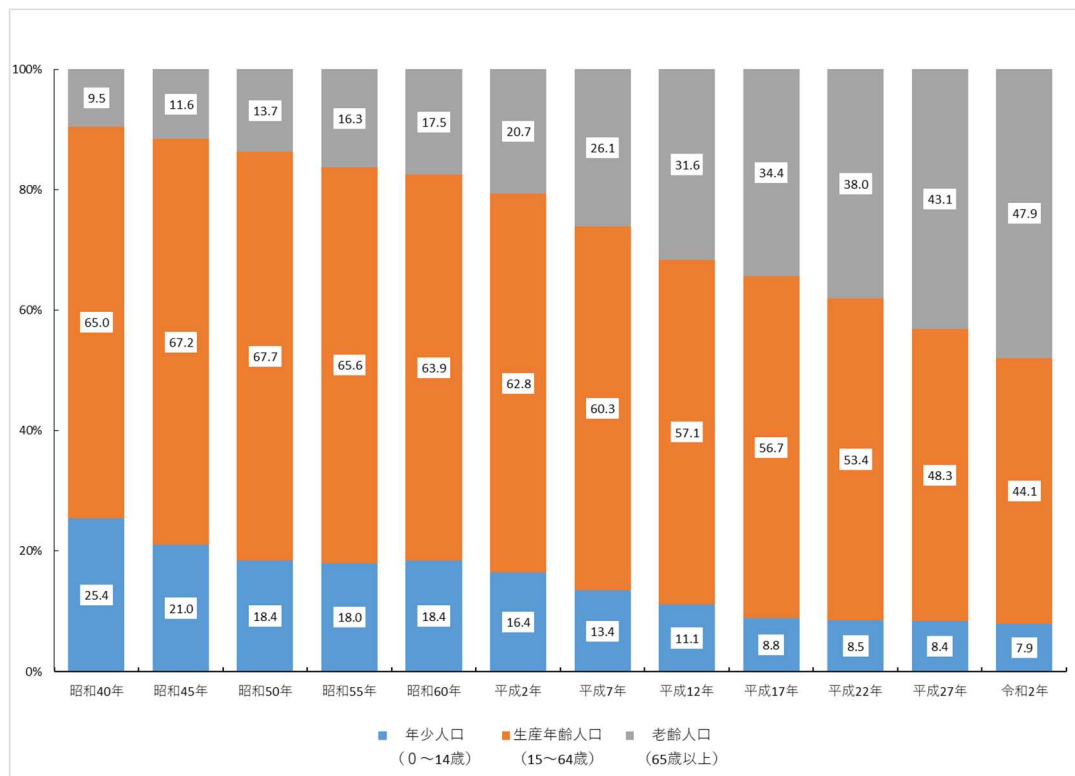
また、年齢別人口の状況をみると、70~74 歳が 243 人(男性 125 人、女性 118 人)と最も多く、次いで 65~69 歳が 216 人(男性 98 人、女性 118 人)となっています。一方、0~4 歳は 37 人(男性 19 人、女性 18 人)と、最も多い 70~74 歳の 6 分の 1 以下になっています。

図表 年齢 3 区分別人口の推移



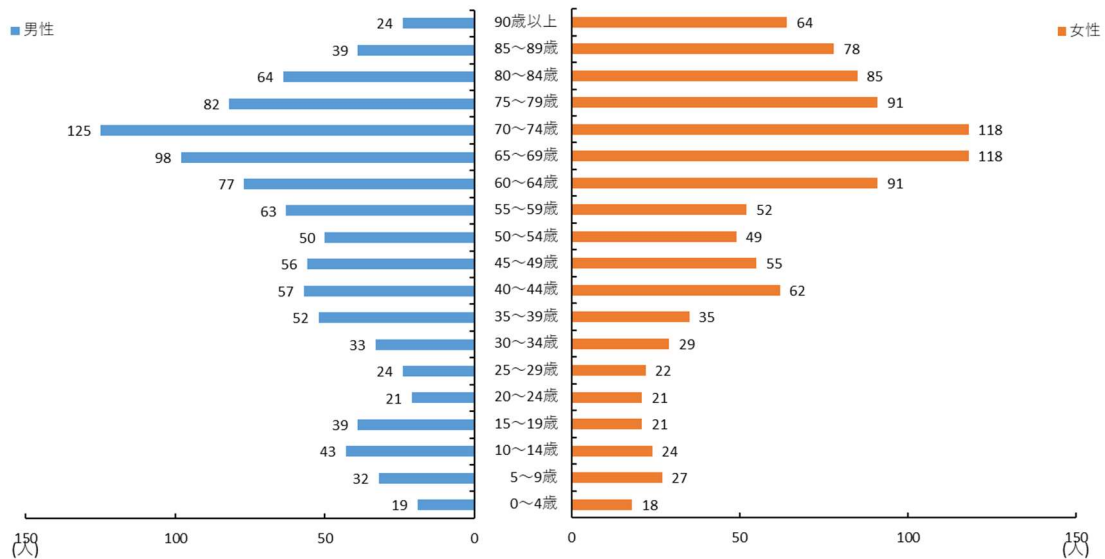
資料：国勢調査

図表 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

図表 年齢別人口の状況(令和2年度)

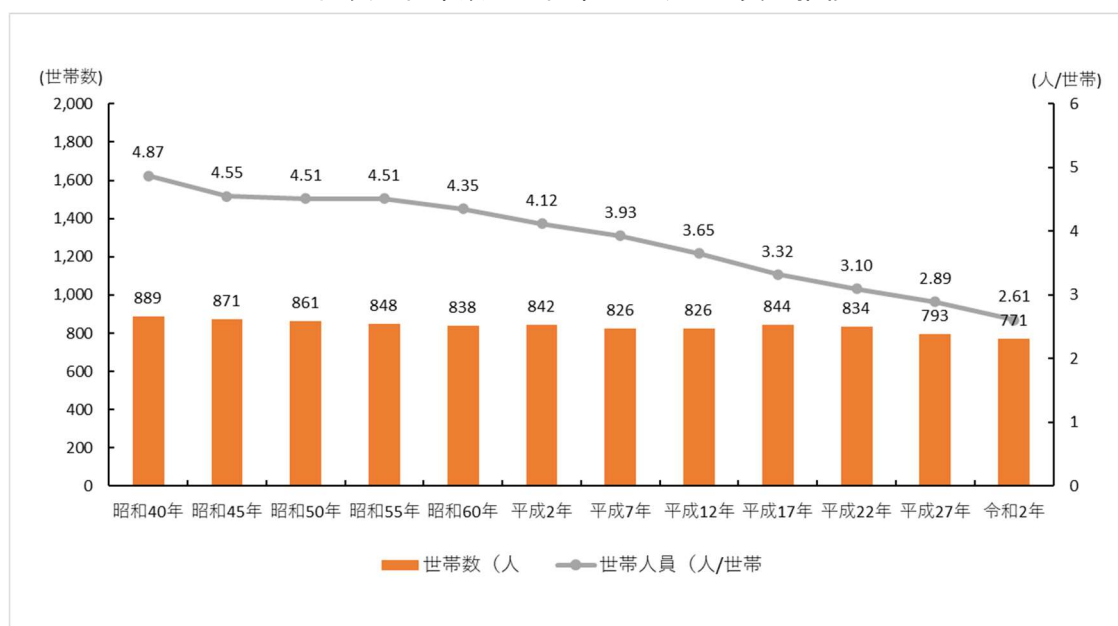


資料：国勢調査

(2) 世帯数

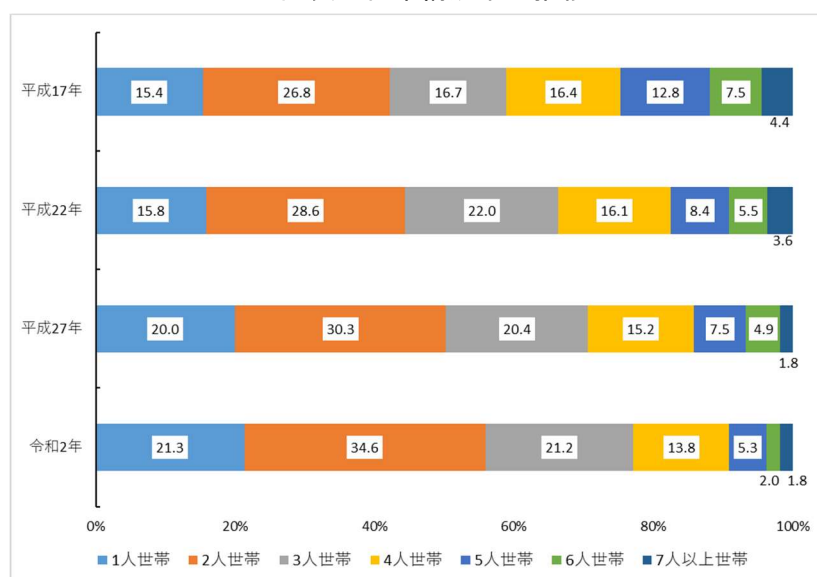
本村の世帯数は緩やかな減少傾向にあり、令和2（2020）年には771世帯となっています。1世帯当たりの人員も昭和40（1965）年の4.87人から令和2（2020）年には2.61人となっており、人口の減少とともに、高齢者の単身世帯や核家族世帯の増加によって減少が進んでいることがうかがえます。世帯構成率の推移をみると、1人世帯及び2人世帯の占める割合がそれぞれ上昇する一方、4人世帯以上はそれぞれ割合が低下しています。

図表 世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査

図表 世帯構成率の推移

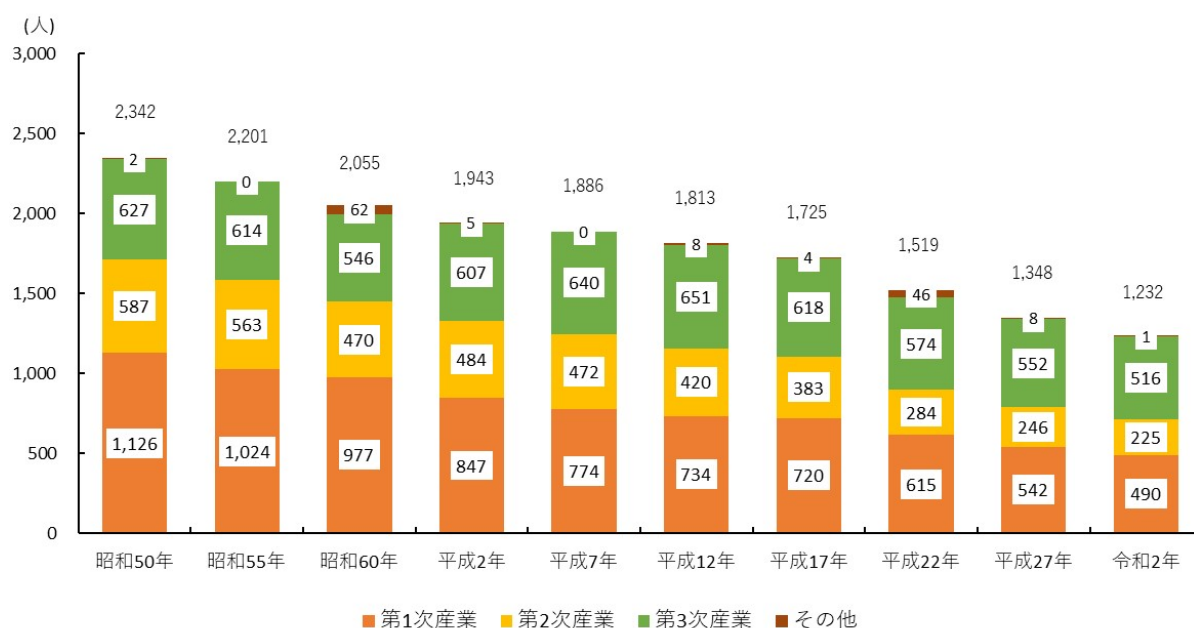


資料：国勢調査

(3) 産業別就業人口

本村における就業人口は、昭和 50（1975）年の 2,340 人をピークに令和 2（2020）年には 1,232 人に減少しています。産業別にみると、第 1 次産業は減少が続き、第 2 次産業も昭和 50（1975）年をピークに減少が続いています。令和 2（2020）年は第 1 次産業が 490 人、第 2 次産業が 225 人、第 3 次産業は 516 人となっており、第 1 次産業、第 2 次産業の減少に伴い、第 3 次産業の就業人口が最も多くなっています。

図表 産業別就業人口



資料：国勢調査



(4) 人口動態

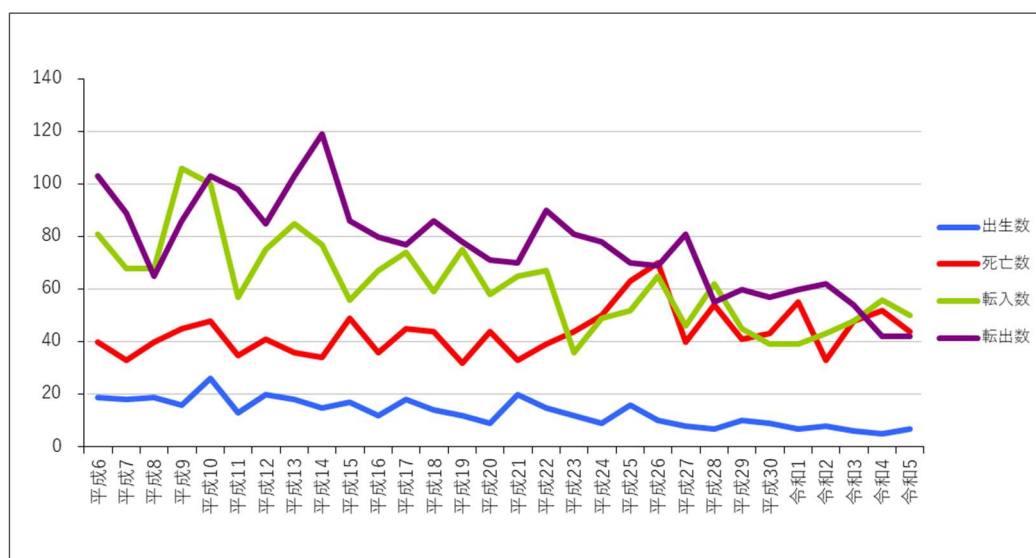
本村における人口動態は、令和 5（2023）年の出生数は 7 人でここ 10 年は 10 人前後で推移しています。一方で令和 5（2023）年の死亡者数は 44 人でここ 10 年では 50 人前後で推移しており、自然増減では大幅な減少傾向です。

しかし、社会増減では、令和 5（2023）年の転出者は 42 人、転入者は 50 人と 8 人の社会増であり、令和 4（2022）年 14 人と近年社会増となっています。

		出生数	死亡数	転入数	転出数
1994	平成6	19	40	81	103
1995	平成7	18	33	68	89
1996	平成8	19	40	68	65
1997	平成9	16	45	106	86
1998	平成10	26	48	100	103
1999	平成11	13	35	57	98
2000	平成12	20	41	75	85
2001	平成13	18	36	85	103
2002	平成14	15	34	77	119
2003	平成15	17	49	56	86
2004	平成16	12	36	67	80
2005	平成17	18	45	74	77
2006	平成18	14	44	59	86
2007	平成19	12	32	75	78
2008	平成20	9	44	58	71
2009	平成21	20	33	65	70
2010	平成22	15	39	67	90
2011	平成23	12	44	36	81
2012	平成24	9	50	49	78
2013	平成25	16	63	52	70
2014	平成26	10	70	65	69
2015	平成27	8	40	46	81
2016	平成28	7	54	62	55
2017	平成29	10	41	45	60
2018	平成30	9	43	39	57
2019	令和1	7	55	39	60
2020	令和2	8	33	43	62
2021	令和3	6	48	48	54
2022	令和4	5	52	56	42
2023	令和5	7	44	50	42

資料：人口動態調査

(5)



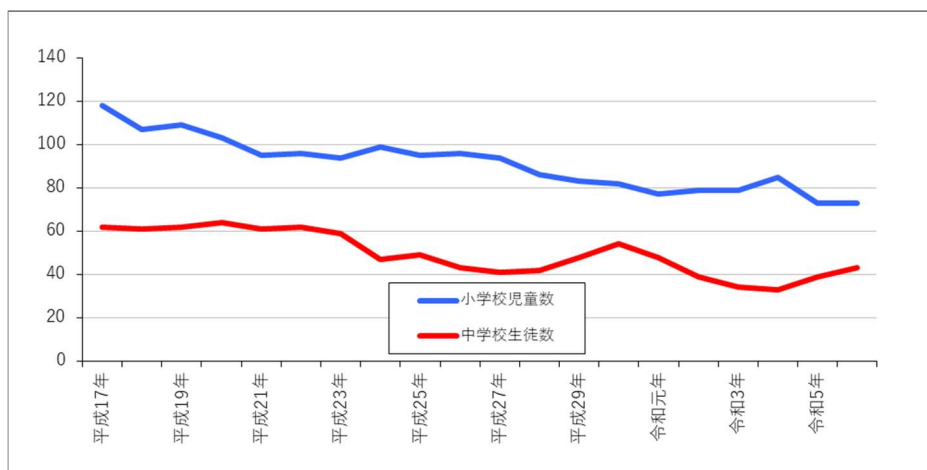
小・中学校の児童・生徒数

小学校の児童数は、令和4（2022）年の児童数は85人と多いが、平成17(2005)年から平成20(2008)年までは100人台、平成21（2009）年から平成27(2015)年は90人台、令和元(2019)年からは70人台で推移し、令和6（2024）年では、73人になっています。

中学校の生徒数は、令和5（2023）年39人、令和6（2024）年43人と近年人数が増えています。

		小学校児童数	中学校生徒数
2005	平成17年	118	62
2006	平成18年	107	61
2007	平成19年	109	62
2008	平成20年	103	64
2009	平成21年	95	61
2010	平成22年	96	62
2011	平成23年	94	59
2012	平成24年	99	47
2013	平成25年	95	49
2014	平成26年	96	43
2015	平成27年	94	41
2016	平成28年	86	42
2017	平成29年	83	48
2018	平成30年	82	54
2019	令和元年	77	48
2020	令和2年	79	39
2021	令和3年	79	34
2022	令和4年	85	33
2023	令和5年	73	39
2024	令和6年	73	43

資料：統計でみる市区町村のすがた（令和5・6年は学校基本調査）



2. 住民意識（平成31年調査）

本計画の策定に当たり、本村では計画づくりへの住民参画を重視し、住民満足度調査を実施しました。その結果から、今後の村づくりの方向性を定めるに当たって踏まえるべき内容を抜粋すると、次のとおりです。

1 住民満足度調査の概要

■一般アンケート

- 調査対象：村内にお住まいの全世帯に配布（各世帯1名が回答）
- 調査期間：平成31（2019）年1月21日～2月8日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
945 票	329 票	34.8%

■中学生アンケート

- 調査対象：村内在住の中学生 35 人
- 調査期間：平成31（2019）年2月1日～2月8日
- 調査方法：中学校を通して配布・回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
35 票	31 票	88.6%

※グラフ等のn数（n=〇〇〇）は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。



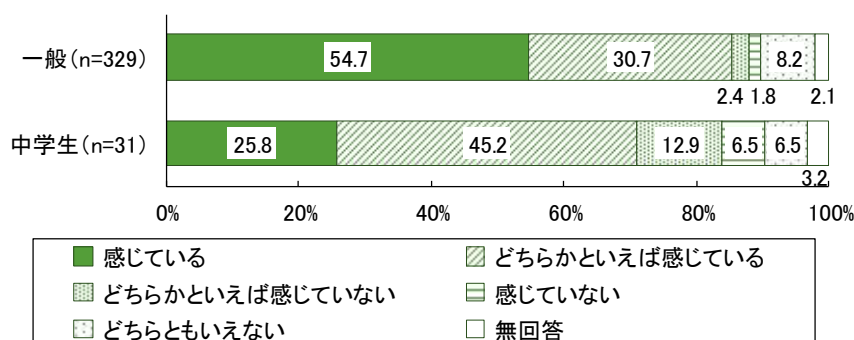
住民満足度調査の結果

(1) 愛着度

愛着度をみると、一般は、「感じている」(54.7%)と「どちらかといえば感じている」(30.7%)を合計した『愛着を感じている』は85.4%となっています。中学生は、「感じている」(25.8%)と「どちらかといえば感じている」(45.2%)を合計した『愛着を感じている』は71.0%となっています。

一般と中学生を比較すると、一般が中学生を14.4ポイント上回っています。

図表 愛着度

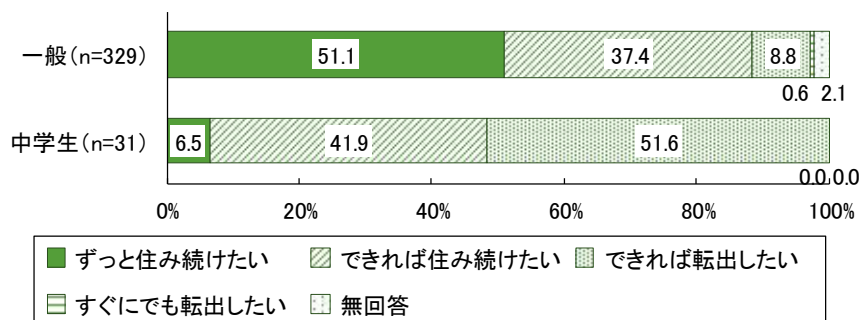


(2) 居住意向

居住意向をみると、一般は、「ずっと住み続けたい」(51.1%)と「できれば住み続けたい」(37.4%)を合計した『住み続けたい』は88.5%となっています。中学生は、「ずっと住み続けたい」(6.5%)と「できれば住み続けたい」(41.9%)を合計した『住み続けたい』は48.4%となっています。

一般と中学生を比較すると、一般が9割近いのに対して、中学生は半数を下回っています。

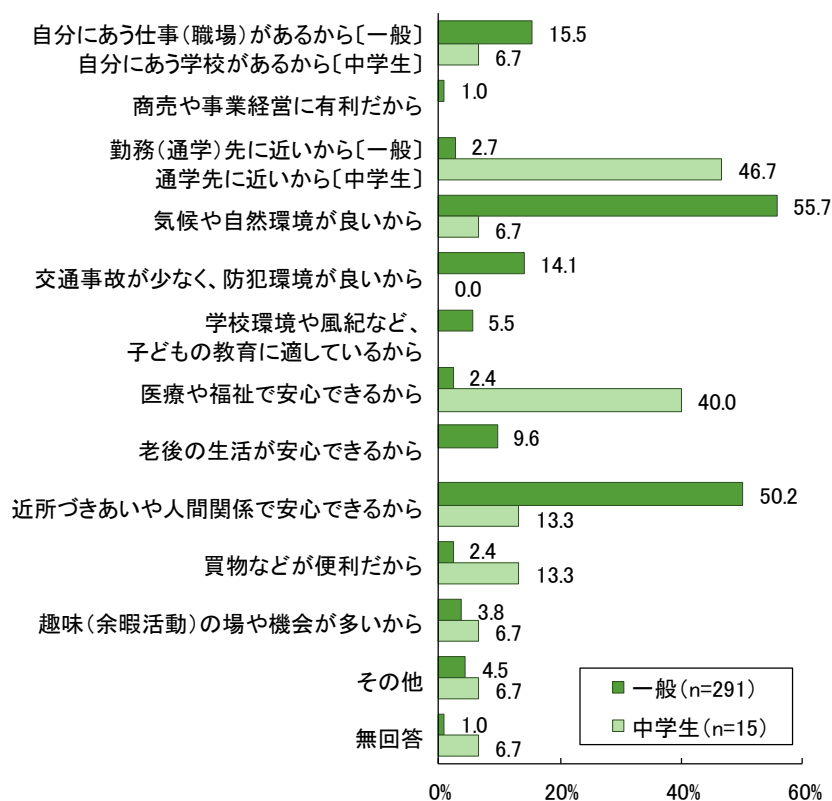
図表 居住意向



(3) 住み続けたい理由

住み続けたい理由をみると、一般は「気候や自然環境が良いから」が55.7%と最も高く、次いで「近所づきあいや人間関係で安心できるから」が50.2%といずれも半数を超えています。中学生は、「通学先に近いから」が46.7%と最も高く、次いで「医療や福祉で安心できるから」が40.0%といずれも4割以上となっています。

図表 住み続けたい理由

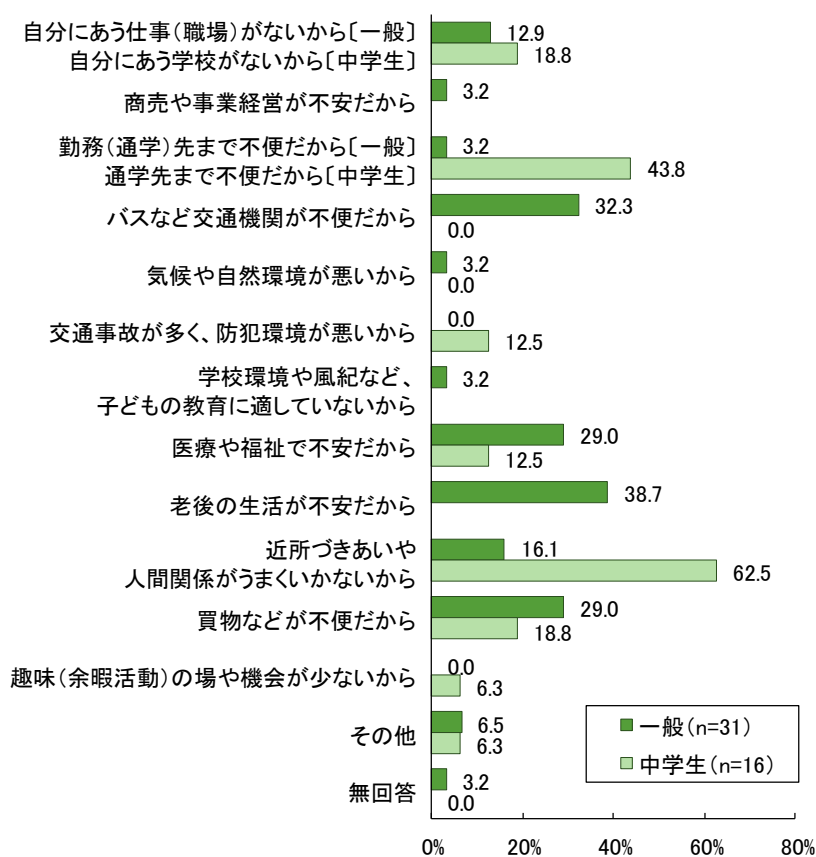


※「商売や事業経営に有利だから」、「学校環境や風紀など、子どもの教育に適しているから」、「老後の生活が安心できるから」は一般アンケートのみの選択肢

(4) 転出したい理由

転出したい理由をみると、一般は「老後の生活が不安だから」が38.7%と最も高く、次いで「バスなど交通機関が不便だから」が32.3%、「医療や福祉で不安だから」及び「買物などが不便だから」が29.0%となっています。中学生は、「近所づきあいや人間関係がうまくいかないから」が62.5%と最も高く、次いで「通学先まで不便だから」が43.8%、「自分にあう学校がないから」及び「買物などが不便だから」が18.8%となっています。

図表 転出したい理由

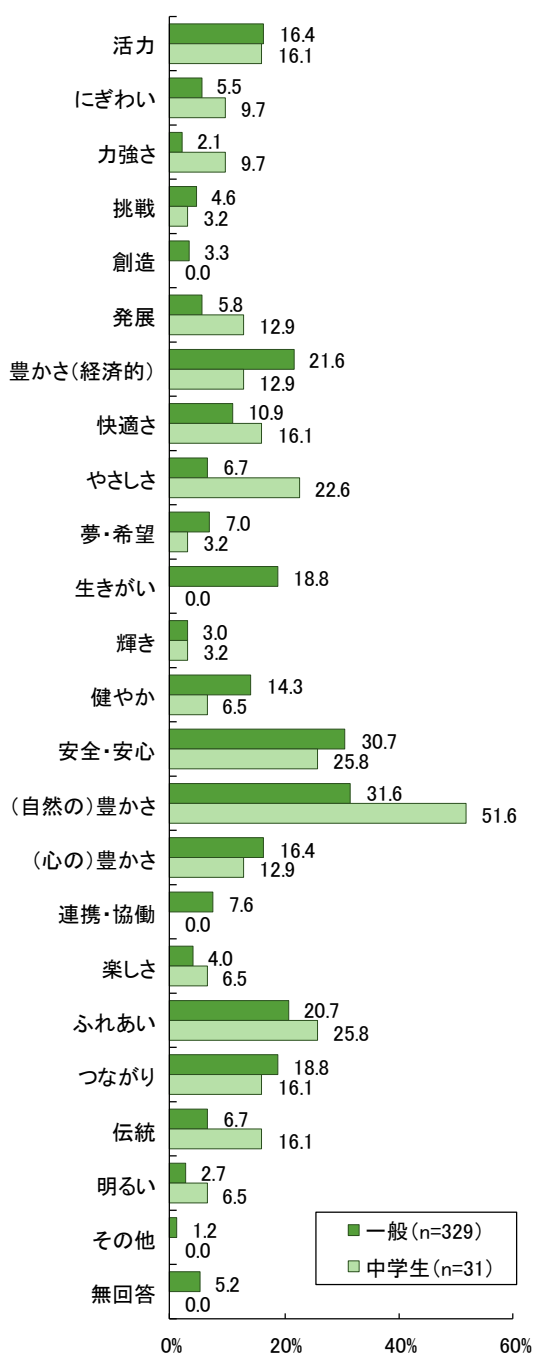


※「商売や事業経営が不安だから」、「学校環境や風紀など、子どもの教育に適していないから」、「老後の生活が不安だから」は一般アンケートのみの選択肢

(5) 佐那河内村の将来あるべき姿

本村の将来あるべき姿をみると、一般は「(自然の) 豊かさ」が31.6%と最も高く、次いで「安全・安心」が30.7%、「豊かさ(経済的)」が21.6%となっています。中学生は、「(自然の) 豊かさ」が51.6%と最も高く、次いで「安全・安心」及び「ふれあい」がいずれも25.8%となっています。

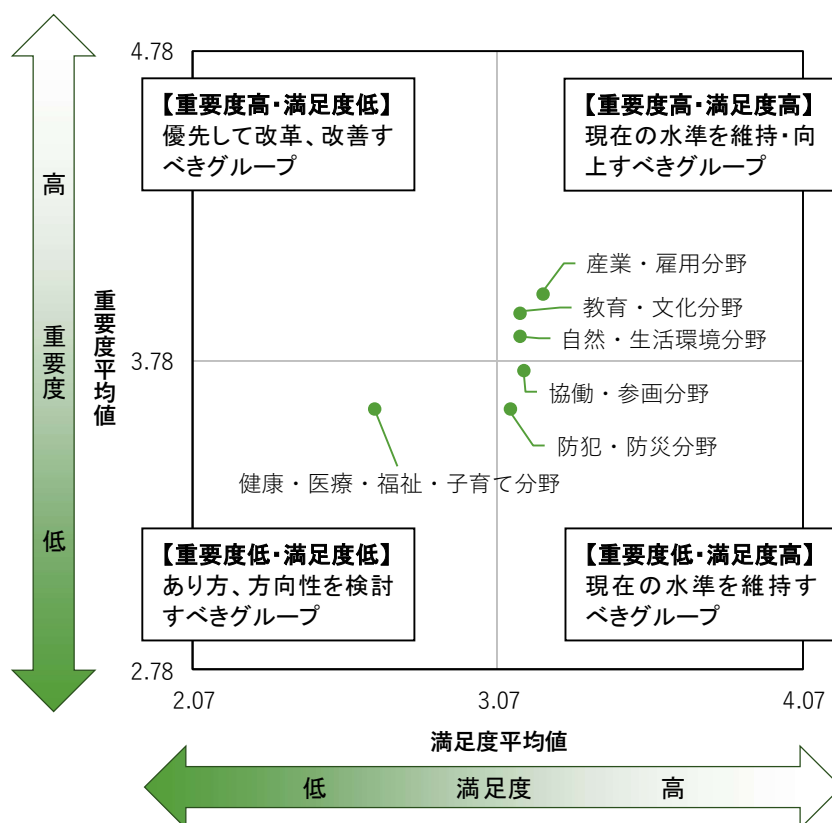
図表 佐那河内村の将来あるべき姿



(6) 分野ごとの満足度・重要度

一般アンケートにおける本村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度をみると、満足度・重要度が共に高いのは「産業・雇用分野」、「教育・文化分野」、「自然・生活環境分野」で、満足度・重要度が共に低いのは「健康・医療・福祉・子育て分野」となっています。

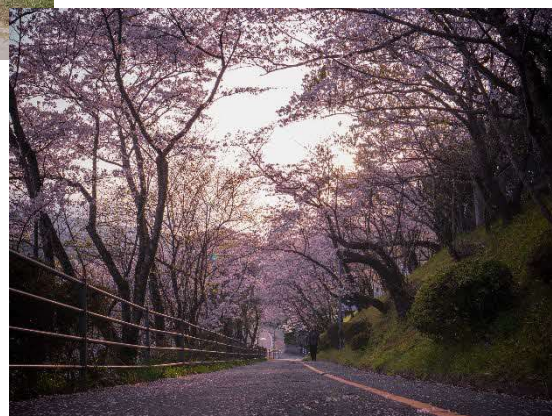
図表 分野ごとの満足度・重要度



また、分野ごとの施策の評価と今後のあり方を整理すると、次のとおりです。

図表 分野ごとの施策の評価と今後のあり方

自然・生活 環境分野	優先して改革、改善すべき施策は、「買い物弱者を支援」、「道路や側溝の整備」、「バスなど公共交通機関の確保」となっています。 あり方、方向性を検討すべき施策は「村外から移住・定住を推進」、「村営住宅などの整備」、「公園や広場、子どもの遊び場の整備」となっています。
防犯・防災 分野	あり方、方向性を検討すべき施策は、「消費者保護対策の取り組み」となっています。
産業・雇用 分野	優先して改革、改善すべき施策は、「農業経営の安定化や担い手の育成確保」、「雇用や就労の場の確保」となっています。 あり方、方向性を検討すべき施策は、「林業経営の安定化や担い手の育成確保」、「森林の整備・活用と保全意識の醸成」、「村内商工業者振興」、「観光振興に関する取り組みや各種イベントの開催」となっています。
健康・医療・ 福祉・子育て 分野	優先して改革、改善すべき施策は、「医療機関・医療体制の充実」となっています。
教育・文化 分野	あり方、方向性を検討すべき施策は「芸術文化活動の推進や文化施設整備への取り組み」となっています。
協働・参画 分野	あり方、方向性を検討すべき施策は「近隣市町との連携・協力の推進に向けた取り組み」、「国際交流、地域間交流」となっています。



3. 時代の潮流を踏まえた村の発展課題

1 人口減少、少子高齢化の中での村づくり

我が国の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っており、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。一方で、65 歳以上の老年人口は増加を続け、少子高齢化が進行していく見込みとなっています。この状況が進行していくことで、地域の過疎化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増加など暮らしや社会の様々な面において、大きな影響を及ぼすことが予想されます。

特に本村では、少子高齢化が全国よりも高い水準で進行しています。

このため、移住・定住の促進や結婚・出産・子育てを行いやすい環境づくり、高齢者が社会で活躍できる環境づくりなど、人口減少と少子高齢化が進む中でも、誰もが安心して住みやすく、「つづくむら」づくりを進めていくことが求められています。

2 協働による村づくり

我が国では、未婚化、少子化等の影響による単独世帯の増加や、産業構造・就業構造の変化などにより、保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加などが進んでいます。また、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域におけるつながりが希薄化し、支え合いを含めた地域力の低下が社会的な問題となっています。

本村でも同様のことが懸念されており、今後更に多様化・複雑化が見込まれる地域課題に対応していくためには、住民や講中・常会・名中などの地縁組織など、様々な主体が村づくりの担い手として行政と協働することが必要であり、住民や地域が一体となって村づくりを進めていくことが求められています。

3 安全・安心に暮らせる村づくり

近年、我が国では、大規模地震や集中豪雨などによる自然災害が多く発生しており、全国各地に大きな被害をもたらしています。今後も、こうした大規模自然災害の発生が懸念されています。また、子どもや高齢者を狙った犯罪や、悪質運転による交通事故などの事件・事故が発生しており、人々の安全や安心に対する意識は高まっています。

このため、常会などの地縁組織による地域での見守りや助け合いなど、相互扶助の仕組みを維持・強化し、犯罪や事故等の未然防止、災害による被害を最小限とするための防災・減災対策に行政と地域が連携して取り組んでいくことが求められています。また、様々な災害等の危険性を考慮した行政機能の強化に努めるとともに、近隣自治体や県外の自治体との相互連携の取組を強化していくことも求められています。

4 経済環境の変化に対応した村づくり

近年、我が国では、情報化の発展や経済のグローバル化、ボーダーレス化が更に進展し、工場の海外への移転もみられ、第1次産業においても、海外からの安価な輸入品との価格競争を強いられている農作物や魚介類などの食料品もあり、世界的な競争にさらされ地域経済の疲弊がみられます。また、物流や通信が劇的に変わっていく中で、消費行動も多様化し、物理的制約がなくなってきました。

しかし今後は、都市部に近い立地条件など本村の強みを生かし、新鮮で良質な農産物の供給や、企業誘致、付加価値の高い特産品の創出や6次産業化による地域ブランドの確立など、社会経済環境の変化に対応できる産業構造を確立し、地域に雇用の場を生み出し、地域の活性化につなげていくことが求められています。

5 環境問題に配慮した村づくり

温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や森林の減少などにより、異常気象の増加や生物多様性の喪失といった、様々な環境問題が地球規模で深刻化しています。我が国も、国際社会の一員として、地球環境の保全に向けた具体的な取組が強く求められています。

こうした中、本村においても持続可能な社会システムの形成に向けた再生可能エネルギーの導入などの環境施策の展開や、事前環境の保全が重要となっています。

また、住民の誇りであり、訪れる人を引き付ける魅力を持っている本村の自然豊かな環境は、将来に引き継いでいかななくてはならない大切な財産であり、適切な保全を考慮しながら活用していくことが求められます。このため、環境問題に対する一人一人の意識を高め、住民等との協働のもとに環境保全を総合的に推進し、持続可能な循環型社会の形成を進めていくことが求められています。

6 SDGsを意識した村づくり

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12（2030）年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、我が国においては、平成28（2016）年12月に、「SDGs実施指針」が策定され、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

このため、本村においても、生活や暮らしに密接に関わる問題として、SDGsの理念を踏まえながら、地域の諸課題の解決に向けた村づくりに努めていくことが求められます。

図表 持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容

1 貧困をなくそう 	貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	15 陸の豊かさを守ろう 	陸の豊かさを守ろう 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
8 働きがいも経済成長も 	働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	17 パートナーシップ目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

7 Society 5.0 で実現する村づくり

Society5.0 とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、平成 28（2016）年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society 5.0 は、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）により、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、また、人工知能（AI）により必要な情報が必要なときに提供されるなど、社会の変革（イノベーション）を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会の実現をめざしています。

本村においても、地域の課題解決に向けて、IoT や AI、ロボットなど、Society 5.0 を支える先端技術を取り入れ活用し、農作業の超省力化・低コスト化や、IoT を活用した教育の推進など、経済発展と社会的課題の解決の両立を図ることにより、持続可能な地域社会を実現するための村づくりを行っていくことが求められます。



第2編

基本構想

第1章 佐那河内村の将来像

1. 将来像

豊かな未来に向かって つづくむら宣言 さなごうち

将来像は、住民と行政が一体となってめざす、将来のあるべき村の姿です。

本村において、今後も住民一人一人が生きがいを持って、安心して暮らすことができる、次代に誇れる村づくりを進めるためには、現在の地域の状況をよく点検し、残すべきものは残し、生かせるものは生かし、新たな創造が必要なものは創造し、地域全体の力を結集し一丸となって地域づくりを行っていく必要があります。

本村は、明治22(1889)年の市制・町村制が発足して以来、近隣市町村と合併することなく、130年余りの歳月を経てきました。また、今後の村づくりにおいて拠点の一つとなる新庁舎が令和4(2022)年3月に供用が開始されました。本村が有する恵まれた立地や、培ってきた歴史や文化、自然の豊かさ、人と人のきずなの強さを生かした、つづくむらづくりを宣言します。

こうした、村が誇る様々な面を村内の住民だけではなく、村外にも積極的にアピールし、村に関わる全ての人が一丸となって、豊かな未来に向けて「新たなものを生み、育て、発展させる」ことで、次の100年に向けた持続可能な村づくりをめざします。

2. 基本的な考え方

○協働の村づくり

常会等の活用などにより、住民ニーズを政策に的確に反映する仕組みの充実を図るとともに、村政情報の共有による共通認識のもとに、政策形成段階から住民参画を推進することによって、住民や各種団体、行政等による協働の村づくりを進めます。

○たすけあいの心を未来につなぐ人権の村づくり

いにしえより続く、お互い様の心を将来につなげる取組として、男女共同参画やノーマライゼーションの推進による、心のバリアフリー化と、人権を大切にする村づくりを進めます。

○安心して暮らせる村づくり

子どもから高齢者までの幅広い世代、障がい者の方などが、健やかに元気で暮らすための福祉・保健・医療の充実や、共生社会の実現に向けた公共施設へのユニバーサルデザイン導入、近年全国で頻発する自然災害への対応など、村民が安心して暮らせる村づくりを進めます。

○生き生きとした魅力あふれる村づくり

これまで大切に受け継がれてきた豊かな自然や農林産物、伝統、文化などの地域の財産を活用して、移住・定住や産業振興、学校教育の充実、地域活性化を推進し、みんなが元気で生き生きとした魅力あふれる村づくりを進めます。

○広域的視野に立った村づくり

多様化する住民ニーズや生活圏の広域化に対応するため、近隣及び関係市町村との連携強化による広域行政の推進を図るとともに、広域業務に適応する分野の行政事務の拡大を図り広域行政施策を推進するなど、広域的視野に立った村づくりを推進します。

○国や県等との連携による効率的かつ効果的な村づくり

村の将来像の実現に向け、国や徳島県、その他の地域計画との連携を図りながら、効率的かつ効果的な村づくりを推進します。

3. 将来推計人口

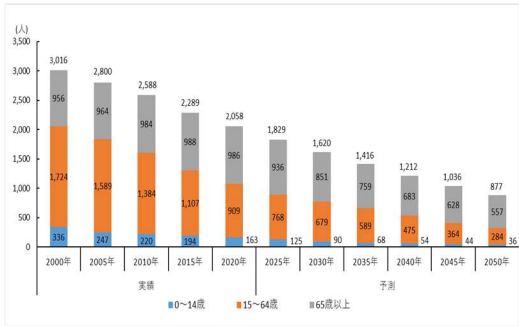
1 推計方法①

国勢調査による 2020 年までの人口推移と、国立社会保障・人口問題研究所と内閣府からの資料で令和 6（2024）年推計による 2025 年以降の推計人口をまとめると、下記の図表のとおりとなります。人口は、今後も減少が続き、2020 年から 2025 年にかけて、2,000 人を切ることが見込まれています。さらに、2030 年から 2035 年にかけて 1,500 人を切り、その後も減少を続け、2050 年には 1,000 人も切ることが見込まれています。年齢 3 区分別人口をみると、15～64 歳の生産年齢人口は、総人口と比例するように減少を続け、2015 年から 2020 年で 1,000 人を切りました。65 歳以上の老年人口は、2020 年までは増加するものの、その後減少に転じる見込みとなります。しかし、高齢化率は 2020 年以降も上昇し、2025 年以降は 50% 台で、2045 年以降は 60% で推移していくことが見込まれています。0～14 歳の年少人口は実数、割合ともに減少が続く見込みとなっています。全国の高齢化率は、2015 年で 26.6%、2050 年で 37.1% となっており、佐那河内村では、2020 年以降、高齢化が全国よりも 20 ポイント以上高い状態で推移することが見込まれています。

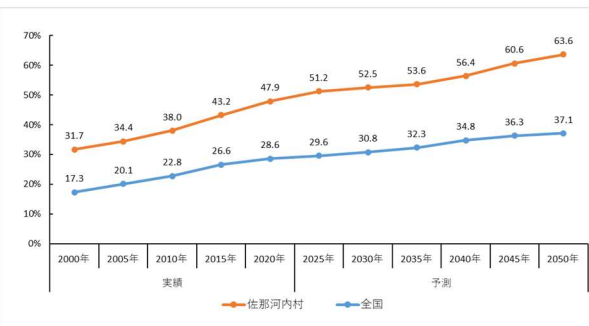
図表 人口及び高齢化率の推移

		総人口					高齢化率	
		総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	佐那河内村	全国
実績	2000年	3,016	336	1,724	956	0	31.7	17.3
	2005年	2,800	247	1,589	964	0	34.4	20.1
	2010年	2,588	220	1,384	984	0	38.0	22.8
	2015年	2,289	194	1,107	988	0	43.2	26.6
	2020年	2,058	163	909	986	0	47.9	28.6
予測	2025年	1,829	125	768	936	0	51.2	29.6
	2030年	1,620	90	679	851	0	52.5	30.8
	2035年	1,416	68	589	759	0	53.6	32.3
	2040年	1,212	54	475	683	0	56.4	34.8
	2045年	1,036	44	364	628	0	60.6	36.3
	2050年	877	36	284	557	0	63.6	37.1

図表 3 区分別人口の推移



図表 高齢化率の推移



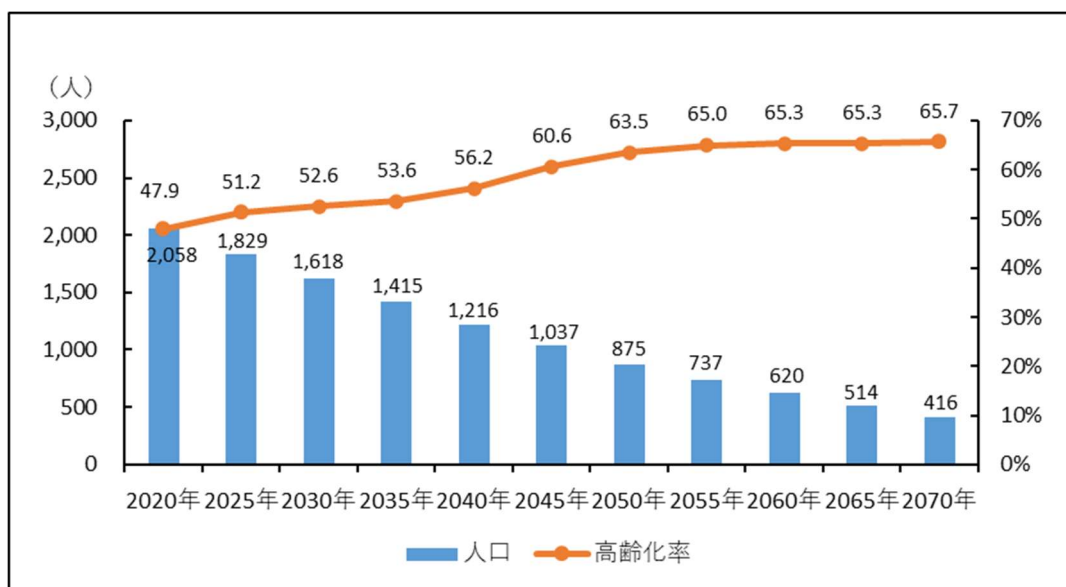
2 推計方法②

②-a：現時点での出生率・人口動態が推移しない場合

コーホート要因法※に基づき、現状の出生率及び転入転出等の移動で人口の推移予測を行った場合、2050年には1,000人を切る875人と、2020年に比べて半分以上の人口になると推定され、推計方法①の予測よりも下回ります。2050年以降も減少傾向は変わらず、2070年には416人と推定されています。

※コーホート要因法：コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）をコーホート（同時期に出生や結婚などの人口学的事象を経験した集団のこと）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法で、本推計では、2015年と2020年の国勢調査に基づいた5歳階級別の人口を基にしています。

図表 今後の人口予測（aパターン、現行推移モデル）

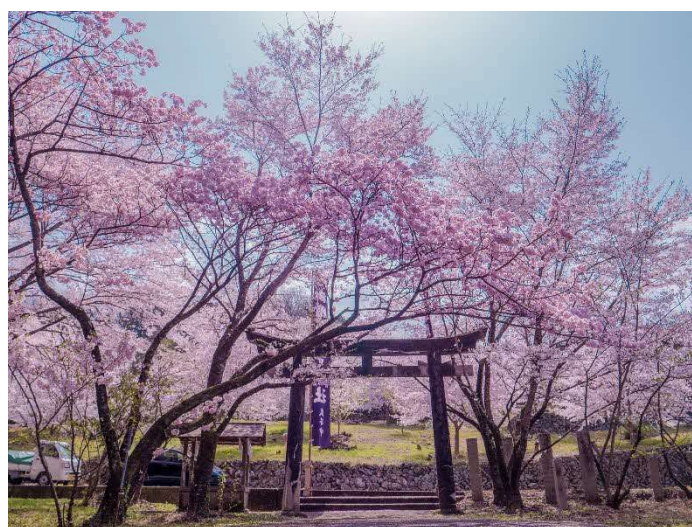
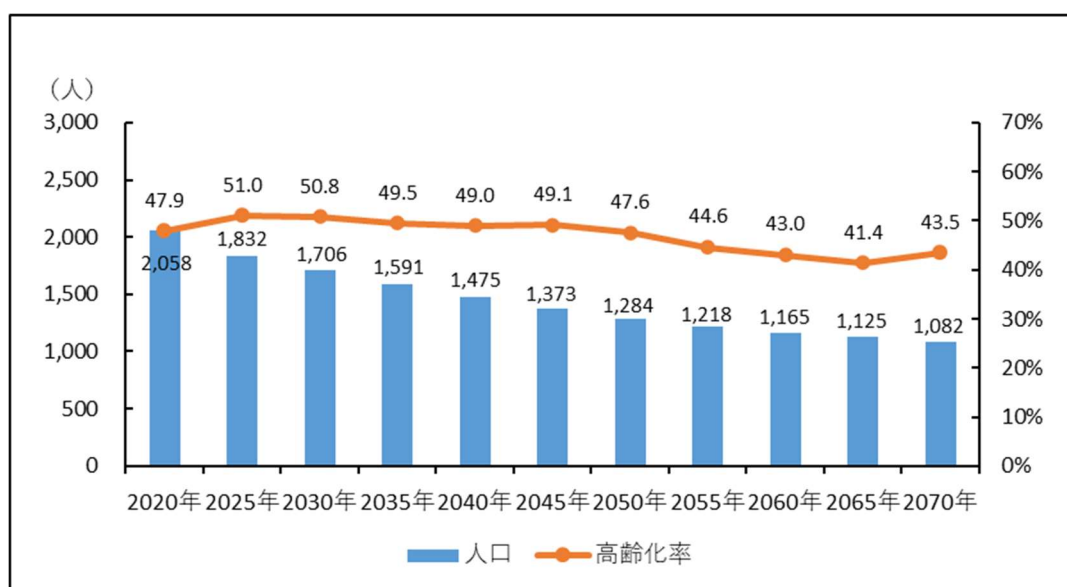


②-b：移住者を毎年受け入れる場合

推計方法②-aの現行推移モデルをベースにA層（30歳代前半夫婦と4歳以下の子ども1人）が2～3組、B層（20歳代前半夫婦）が2～3組、C層（60歳代前半夫婦）が2組、それぞれ毎年Uターン又はIターンしてくる※とグラフのような推移となります。2035年には1,591人と、推計方法②-aと比べて大幅な改善がみられ、2055年でも1,200人以上と、緩やかな減少となっています。高齢化率は、2025年まで上昇した後、低下傾向となっています。このため、移住・定住施策の有効性が非常に高いことが分かります。

※転出を抑制した場合も移住してきたものとみなします。

図表 今後の人口予測（bパターン）

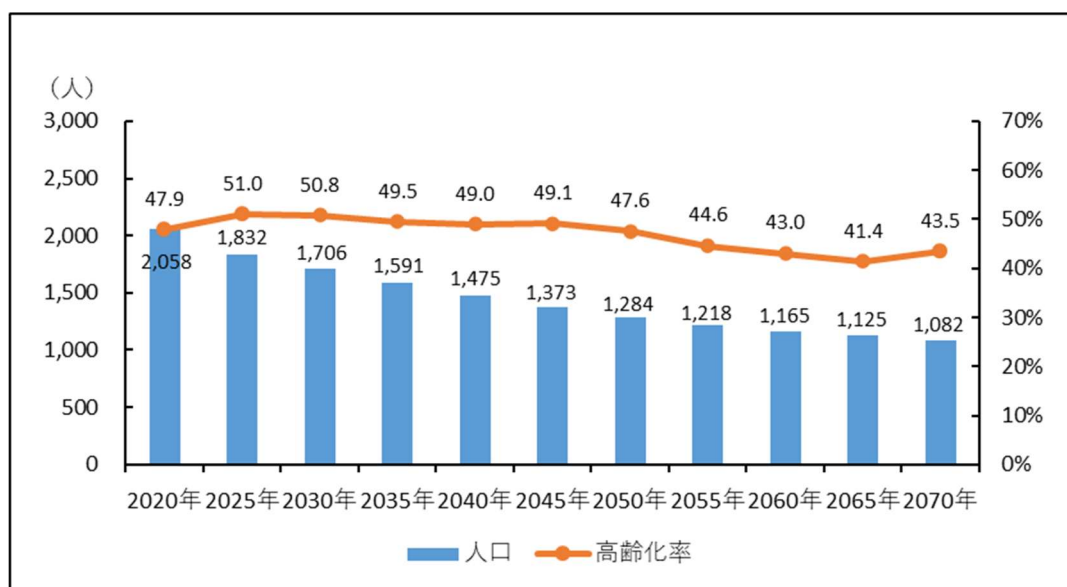


3 めざすべき方向性と人口展望

a. 人口推移の展望

推計方法②-bにおいて、Ｕターン、Ｉターンなどによる移住（転出抑制を含む）によって子育て世代を獲得できれば、小・中学校の各学年の人数の減少はかなりくい止めることができます。子育て世代が毎年５～６組ほど転入することで、将来的な児童・生徒数や高齢化率の低減に大きく寄与することができると考えられます。

図表 今後の人口予測（推計方法②-b）



b. 将来の目標人口と目標移住者受入数

本村では、合計で年間５～６組ずつの子育て世代の移住受入れを目標とします。さらに、リタイア世代を年間２組ずつ受け入れることで、2040年に1,500人、2060年には1,200人の人口維持を目標として定めます。

目標人口

2040年 1,500人をめざします

2060年 1,200人をめざします

目標移住者受入数

子育て世代 25～30組（５組／年） リタイア世代 10組（２組／年）

○ 2～3組／年：30歳代前半夫婦が4歳以下の子どもを連れてＵ・Ｉターン

○ 2～3組／年：20歳代前半夫婦がＵ・Ｉターン

○ 2組／年：60歳代前半夫婦（定年退職者）がＵ・Ｉターン

4. 施策体系

<将来像>

豊かな未来に向かって つづくむら宣言 さなごうち

<基本的な考え方>

- 協働の村づくり
- たすけあいの心を未来につなぐ人権の村づくり
- 安心して暮らせる村づくり
- 生き生きとした魅力あふれる村づくり
- 広域的視野に立った村づくり
- 国や県等との連携による効率的かつ効果的な村づくり

<基本目標>	<政策>	<施策>
1 快適で安心して暮らせる村をつくりまします	1-1 安心して暮らせる社会基盤の整備	総合的な交通体系の整備 公共交通機関の確保と通信網の整備 水道・農業集落排水の整備 公園・緑地などの整備 住宅環境の整備・充実 治山、治水対策と河川整備
	1-2 住みよい環境づくり	自然環境の保全と景観形成 環境衛生・美化対策の充実 ユニバーサルデザインによる施設整備
	1-3 安全な村民生活の確保	防災、消防、救急体制の充実 交通安全対策の推進と防犯体制の確立
2 健康でひとに優しい村をつくりまします	2-1 安らぎの社会を育む	福祉を支える体制づくり 児童・ひとり親家庭福祉の充実 高齢者福祉の充実 障がい者（児）福祉の充実 社会保障制度の適正な運用
	2-2 保健・医療の充実	保健活動の充実 医療の充実
3 ひとが生き生きと学び続ける村をつくりまします	3-1 幼児教育・養護の推進	幼児期における養護・教育の充実
	3-2 学校教育の推進	義務教育（小中一貫教育）の充実 学校給食の充実
	3-3 社会教育、文化、芸術、スポーツ活動の振興	生涯学習と社会教育の推進 文化、芸術の振興 スポーツ活動の振興
4 産業が元気で生き生きと働ける村をつくりまします	4-1 農林業の振興	農業の持続性の確保 森林資源の活用
	4-2 地場企業の振興	地場企業の育成・支援 活力ある商業の育成・支援
	4-3 観光の振興	資源を生かした観光の振興
5 参画と協働で支え合う村をつくりまします	5-1 住民主体の村づくり	住民参画と活力ある村づくり
	5-2 安定した行財政基盤の確立	安定した行財政基盤の確立
	5-3 男女共同参画の推進	男女共同参画の村づくり

5. 基本目標

1 快適で安心して暮らせる村をつくります

道路、住宅、水道・農業集落排水、公園などの生活基盤は、社会情勢や住民ニーズを反映しながら計画的に整備を進めたことで、ほぼ一定の整備水準に達しているものと考えられます。

また、自然環境の保全や美化意識の高まりとともに、資源リサイクルやごみの有料化、農村景観の形成など、自然環境と生活環境が共生する村づくりを進めてきました。

今後は、これまでに整備した社会資本の質的な向上や、住民の暮らしの質や生活環境の安全性の向上を図るとともに、公共施設の適切かつ計画的な維持管理や効率的な運営に努めます。

また、豊かな自然環境や農村景観など、恵まれた資源の適正な管理と維持保全に努めるとともに、住民・関係機関・行政が連携し、一体となって快適な環境づくりを推進します。

基本政策	施策項目	戦略項目
1-1 安心して暮らせる社会基盤の整備	■総合的な交通体系の整備	
	■公共交通機関の確保と通信網の整備	
	■水道・農業集落排水の整備	
	■公園・緑地などの整備	
	■住宅環境の整備・充実	○
	■治山、治水対策と河川整備	
1-2 住みよい環境づくり	■自然環境の保全と景観形成	
	■環境衛生・美化対策の充実	
	■ユニバーサルデザインによる施設整備	
1-3 安全な村民生活の確保	■防災、消防、救急体制の充実	
	■交通安全対策の推進と防犯体制の確立	

※「戦略項目」は、施策項目の中で総合戦略に関係する項目です。

2 健康でひとに優しい村をつくります

少子・高齢化の進展、人口減少社会の到来は、現役世代の負担感の増大や、社会活力の低下など、成熟した社会の継承や地域社会の形成に大きな影響を及ぼしています。

また、公的な福祉サービスは、画一的なサービス提供から、サービスを必要とする人が、自ら選択し自己決定できるニーズ対応型のサービス提供に変わり、地域住民が自ら参画し、身近な住民同志の支え合いや助け合い、つながりを大切にする、地域福祉コミュニティを形成するための支援が必要となっています。

このようなことから、誰もが住み慣れた地域で、安心して共に生きることができる地域福祉の体制や、健康で安心して暮らせる社会的環境づくりを進めます。

また、今後も少子・高齢化は進むことが見込まれるため、子育てのしやすい環境づくりを進めるとともに、社会的な援護を必要とする人に対する支援や、元気に老いを楽しみ社会に貢献できる環境づくりに努めます。

基本政策	施策項目	戦略項目
2-1 安らぎの社会を育む	■福祉を支える体制づくり	
	■児童・ひとり親家庭福祉の充実	○
	■高齢者福祉の充実	
	■障がい者（児）福祉の充実	
	■社会保障制度の適正な運用	
2-2 保健・医療の充実	■保健活動の充実	
	■医療の充実	

3 ひとが生き生きと学び続ける村をつくりまします

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、幼児教育・養護や義務教育課程、生涯学習や文化活動など、教育のあり方や、自ら学ぶ意識、環境は大きく変化しています。

思いやりの心を持ち、柔軟に、たくましく、主体的に生きる力を育むため、地域の特色を生かした教育環境の整備や、自主的に学ぶ生涯学習の環境づくりを進めるとともに、次代の担い手となる人材の養成に努めます。

また、子どもたちの健やかな成長に向けて、生きる上での基本である食の大切さを学ぶとともに、生活の営みに培われた歴史や民間活力を生かした地域文化の伝承・発展に努めます。

基本政策	施策項目	戦略項目
3-1 幼児教育・養護の推進	■幼児期における養護・教育の充実	○
3-2 学校教育の推進	■義務教育（小中一貫教育）の充実	○
	■学校給食の充実	
3-3 社会教育、文化、芸術、スポーツ活動の振興	■生涯学習と社会教育の推進	○
	■文化、芸術の振興	
	■スポーツ活動の振興	

4 産業が元気で生き生きと働ける村をつくりま

基幹産業の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や、担い手・後継者不足などの問題がますます深刻化するとともに、産地間競争の激化や、環境対策、機械の大型化などによる投資コストの増大などにより、一層厳しさを増しています。

また、消費者ニーズの多様化やインターネットによる通信販売の普及など、商業を始めとする地域経済全体が厳しい状況となっています。

このようなことから、産業基盤の整備や農産物のブランド化、経営体質の強化、担い手の育成・確保に努めるとともに、環境に配慮した生産活動や支援システムの構築など、基幹産業としての農業を中心に、産業の持続的発展に努めます。

また、農村景観や多様な地域資源、歴史や文化を生かしながら、農業・商業・観光などが連携した産業振興に努めます。

基本政策	施策項目	戦略項目
4-1 農林業の振興	■農業の持続性の確保	○
	■森林資源の活用	
4-2 地場企業の振興	■地場企業の育成・支援	○
	■活力ある商業の育成・支援	
4-3 観光の振興	■資源を生かした観光の振興	

5 参画と協働で支え合う村をつくりま

人口減少や第4次産業革命などにより、社会・経済情勢が変化していく中で、村が直面する様々な地域課題を解決していくためには、住民が村づくりの担い手として主体的に参画し、住民と行政が協働して進むべき方向を決定し、地域の運営を行っていくことが求められています。

また、持続可能な自治体経営を実現するためには、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を進める必要があります。

このようなことから、住民や地域が性別によらず、誰もが対等な関係で村づくりの担い手として参画できる環境づくりを進めるため、村づくりに関する情報提供を的確に行い、村づくりの様々な分野で住民が参画する機会の確保に努めます。

また、今後は、ますます厳しい財政状況が見込まれることから、安定した行財政基盤の確立に努めます。

基本政策	施策項目	戦略項目
5-1 住民主体の村づくり	■住民参画と活力ある村づくり	○
5-2 安定した行財政基盤の確立	■安定した行財政基盤の確立	
5-3 男女共同参画の推進	■男女共同参画の村づくり	

第3編

基本計画

第1章 快適で安心して暮らせる村をつくります

1. 安心して暮らせる社会基盤の整備

1 総合的な交通体系の整備

■現状と課題

道路は、産業・経済の発展だけでなく、文化や交流なども発展させていく、まちづくりに欠かすことのできない社会経済基盤の一つです。

本村は、国道438号及び主要地方道勝浦・佐那河内線、小松島・佐那河内線が通過しており、いずれも幹線道路として住民生活を支える大きな役割を果たしています。また、村道は、日常生活を支え、地域コミュニティを相互に結び重要な役割を担っています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「道路や側溝の整備」は優先して改革・改善すべき施策となっています。また、ワークショップでは、村のアピールポイントとして「交通の便が良い」や「山道が奥まで舗装されている」という意見が挙げられる一方で、村の課題として「舗装はされているが、手入れができていない」、村を更に良くするために「道路の標識を分かりやすくする」という意見も挙げられています。

今後は、住民が安心して円滑に通行できる空間として、交通安全施設などの整備や改修工事の要請を行っていくことが必要です。また、地域産業・経済の発展のため、環境や景観に配慮した幹線道路の拡幅・改良工事の要請を行っていくことが必要です。

村道は、国道や県道と一体となった総合交通体系を図りながら、橋梁の長寿命化、未改良道路の計画的整備や適切な維持管理などを進めることが必要です。

■基本方針

住民の声や環境に配慮しながら、国道・県道の整備促進を図ります。また、村道は、未改良道路の計画的整備や適切な維持管理などを進めます。

■主要な施策・事業

(1) 道路の整備	①国道・県道 (ア) 国道、県道の交通安全施設などの整備と維持管理体制の充実に要望します。 (イ) 徳島県と連携し、道路利用者の声や環境などに配慮した道路の早期整備の完了を促進します。 (ウ) 主要地方道小松島・佐那河内線の改良工事を要望します。
	②村道 (ア) 未改良箇所の改修・未舗装道路の舗装化及び、舗装損傷部分の補修を行い、交通機能の円滑化に努めます。 (イ) 主要幹線道路の通行性や安全を確保するため、路面の点検や舗装の再整備を推進します。 (ウ) 移動制約者や生活環境を重視した交通安全施設、景観に配慮した道路の環境整備に努め、安全で美しい道路づくりを推進します。 (エ) 維持管理体制を充実させ、適切な維持管理を図ります。

2 公共交通機関の確保と通信網の整備

■現状と課題

高齢化が進行している中で、公共交通機関は日常に欠かせない移動手段となっています。

しかし、自家用車の普及や人口の減少などによってバスの乗車人数は年々減少し、バス路線を維持していくことが困難な状況が続いており、運行回数の減少や路線の撤退が懸念されています。

アンケート結果からは、転出したい理由について、「バスなど交通機関が不便だから」が32.3%を占めており、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度では、「バスなどの公共交通機関の確保」は優先して改革、改善すべき施策となっています。また、ワークショップでも、村を更に良くするために「交通の便、デマンドバスなど」という意見も挙げられています。

今後は、高齢者から高校生などの学生も含めた生活を支える、交通サービスとしてのバス路線の維持に努めるとともに、交通手段の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

通信網に関しては、近年、スマートフォンが普及し、パソコンも含めて、幅広い世代においてインターネット利用が広がっています。本村では、全戸に光ファイバーを敷設し、村内の公共施設や集会所には、無料のWi-Fiを設置するなど、通信設備の整備を進めてきました。

一方で、今後はこうした通信設備等の維持、更新が必要となるため、適切な維持管理や計画的な更新を行っていく必要があります。

■基本方針

公共交通機関の安定的な運行の維持・確保に努めるとともに、住民の利便性を確保するための交通手段の確保を図ります。

また、通信設備の適切な維持管理と計画的な更新を進めていきます。

■主要な施策・事業

(1) 交通機関の確保	①地域住民の唯一の公共交通機関である生活バス路線の維持に努めます。 ②生活バス路線の一部廃止を補完するための、タクシー利用制度を維持します。
(2) 通信施設などの整備	①地域性や整備効果、コストを考慮しながら通信網に関する施設整備を図ります。 ②防災行政無線施設（屋外・戸別）の維持に努め、必要な機器更新を実施していきます。

3 水道・農業集落排水の整備

■現状と課題

水道は、日常生活に欠かすことのできないものであり、安全で安心なおいしい水を安定して供給することが重要です。本村では、平成23（2011）年に3施設あった簡易水道施設と簡易給水施設1施設を統合して、佐那河内村簡易水道とし、集落管理による簡易給水施設3施設とともに、住民の飲料水等をまかなっています。

令和6（2024）年3月31日現在の給水人口は、1,984人で普及率は93.0%となっています。

本村では、人口減少の影響により、今後の水需要は減少すると予測されますが、引き続き施設の老朽化や水質問題などへの対策を行っていくことが求められています。

農業集落排水は、生活環境を改善し、河川や水路などの水質を保全するための重要な生活基盤施設です。本村では、村内全域で農村下水道の整備を進め、農業集落排水事業は、村全体の75%が整備され、6施設が完成したこと（現在は、人口の減少により、2地区で統合され、4施設で稼働中）により、地域における水質浄化や、住環境の整備が進みました。一方で、ワークショップでは、村の課題として「集落排水はお金がかかる」などの意見も挙げられています。

今後は、老朽化した施設及び設備機器の維持管理や計画的な更新が必要となってきます。

■基本方針

水道事業においては、安全・安心な水を今後も安定的に供給できるよう、施設の老朽化等による更新を計画的に進めるとともに、水道事業の経営の健全化を進めます。また、限りある資源を有効利用するため、節水運動等の啓発を積極的に進めていきます。

農業集落排水事業においても、計画的な更新や修繕を行い、衛生的で快適な生活環境の確保に向けて取り組んでいくとともに、維持管理費の削減等による経営の健全化に努めていきます。

■主要な施策・事業

(1) 水道事業	①安全な水の供給を図るため、適切な浄水場の運営管理に努めるとともに、水道事業全体の健全経営を推進します。 ②安定した水の供給のため、施設管理を確実に実施し、また村民の協力や関係機関との連携によって水質の環境保全を図ります。 ③老朽化した管路施設について、耐震化を考慮しつつ計画的な施設更新を進めていきます。
(2) 農業集落排水事業	①計画的な施設の維持管理を行います。 ②快適な住環境整備のため、浄化槽の維持管理の不完全による、河川などの水質汚濁の防止と環境衛生の向上のため、浄化槽設置者に対し、定期的な清掃の徹底を指導強化し農業集落排水事業の区域から外れる地区については、計画的な合併処理浄化槽設置の普及に努めます。

4 公園・緑地などの整備

■現状と課題

生活様式の多様化や余暇の増大に伴い、住民の憩いと安らぎ、スポーツ、レクリエーション活動の場として、公園・緑地などが果たす役割は大きくなっています。本村には現在、中央運動公園が整備されています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「公園や広場、子どもの遊び場の整備」はあり方、方向性を検討すべき施策となっています。また、ワークショップでは、村の課題として「川のそばに遊び場がない」などの意見が挙げられ、村を更に良くするために「ＢＢＱや水遊びができる場所を増やす」や「公園をつくる」などの意見が挙げられています。

今後も、公園・緑地を安全に利用できるよう、施設等の修繕や補修等を行っていくとともに、公園・緑地をより身近に感じられるように、利用者を中心とした維持管理活動への参加促進を図りながら、適切な管理運営を進めていく必要があります。

また、庁舎跡地は、国道 438 号沿いの村の中心部に位置しており、村民が集まる立地条件の良い場所であることから、隣接する築 41 年が経過する農業総合振興センターの今後の維持管理なども含めて、住民アンケート結果を踏まえながら、検討・整備を進めていく必要があります。

■基本方針

子どもから高齢者までが公園・緑地に愛着を持てるよう、利用者による維持管理活動への参加促進を図ることで、利用の拡大・促進や適正な維持管理につなげていきます。また、本村の特色を生かし、自然環境に配慮しながら、公園・緑地の整備に努めます。

■主要な施策・事業

(1) 公園・緑地などの整備	①森林や河川の多目的な利用と自然環境を生かした親しみのある地域住民の身近な憩いの場としての公園・緑地の整備に努めます。
(2) 管理体制の確立	①適正な維持管理に努めるとともに、利用者の自己管理意識の高揚に努めます。 ②憩いと安らぎ、スポーツ、レクリエーションを促進するための広報活動に努めます。
(3) 自然環境の保護・保全	①自然環境の保護・保全に努めます。
(4) 庁舎跡地等の利活用	①幅広い世代の多くの村民がつどい、交流できる施設の整備に努めます。

5 住宅環境の整備・充実

■現状と課題

住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であり、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備などを行う必要があります。そして近年では、少子高齢化や人口減少の進行、核家族化、地震や台風などの自然災害への対策など、社会状況が大きく変化し、住宅に対するニーズは多様化・高度化していく中で、総合的な住宅・宅地施策を展開していくことが求められています。

本村では、移住・定住を促進しており、移住・定住希望者のニーズに合わせ、宅地分譲や空き家等のあっせんを行うとともに、良質で、少子・超高齢社会に対応した住宅への支援を進めています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「村営住宅などの整備」はあり方、方向性を検討すべき施策となっています。また、ワークショップでは、村の課題として「住宅が少ない」や「ちょうど良い物件がない」などの意見が挙げられ、村を更に良くするために「移住者のニーズに合わせた物件」や「空き家を減らす」などの意見が挙げられています。

今後は、移住・定住希望者のニーズに合わせた住宅等を供給できるよう、空き家を活用するなどの取組を進めていくことが必要です。また、高齢化の進行に対応していくため、超高齢社会に合った居住環境づくりへの支援を行っていくことも求められます。

■基本方針

地震等に備えた住宅の質の向上や少子・超高齢社会への対応を目的としたリフォームへの支援を行うとともに、移住・定住希望者等のニーズに合わせた住宅の供給に努めます。

■主要な施策・事業

(1) 住宅の供給・確保	①多様化するニーズに対応するため、宅地分譲等のあっせんを推進します。 ②定住を目的とした持家促進のため、空き家バンクを活用しながら、空き家などのあっせんを行います。
(2) 民間住宅対策	①超高齢社会に合った居住環境の実現に向け、住宅リフォーム等の支援に努めます。

6 治山、治水対策と河川整備

■現状と課題

近年の大規模な自然災害により、治山、治水対策や河川整備の重要性が高まっています。

本村では、災害の未然防止や砂防ダム施設の機能を保持するため、治山、治水対策や自然環境と調和した周辺整備を推進するとともに、河川管理者と連携しながら、親水性や自然との調和、水質汚濁防止、環境保全に視点を置いた河川整備を進めています。

ワークショップでは、村の課題として「土砂災害区域が多い」や「台風時に川があふれる」という意見が挙げられる一方で、村のアピールポイントとして「比較的災害が少ない」という意見も挙げられています。

今後も地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、災害の未然防止に向けた治山、治水対策を自然環境に配慮しながら進めていくことが求められます。

■基本方針

災害の防止対策や治山、治水対策とともに、自然環境の保全に留意した河川及び周辺環境の整備や、流域の地域が一体となった保全活動を推進します。また、明渠排水路の整備は関係機関と連携を図りながら計画的に推進していきます。

■主要な施策・事業

(1) 治山・治水対策	①災害の未然防止や砂防ダム施設などの機能を保持するため、徳島県に治山、治水の対策の要望を行います。
(2) 河川整備と環境保全	①河川整備に当たっては、流域の自然環境の保護・保全に努めます。 ②普通河川の親水性及び環境を維持するため河川愛護運動を進めます。 ③自然環境と調和した水対策の整備を推進します。
(3) 広域事業の推進	①園瀬川の水質を守るため、環境保全活動や親水事業に積極的に参加し、広域的な環境保全活動を推進します。



2. 住みよい環境づくり

1 自然環境の保全と景観形成

■現状と課題

本村は、都市部に隣接した立地でありながら、自然環境に恵まれ、この自然の中での暮らしが美しい景観を創り出してきました。こうした自然環境や美しい景観は、本村の貴重な財産となっています。

アンケート結果では、村が将来あるべき姿について、「(自然の)豊かさ」が一般で31.6%、中学生で51.6%と高くなっています。また、ワークショップでは、村のアピールポイントとして「自然が豊か」や「水がきれい 空気がうまい」、「自然農村風景」など、意見が多く挙げられています。

今後は、この恵まれた自然環境を、行政だけでなく、住民や企業などが一体となって保全、活用し、次の世代に発展的に継承していくとともに、これまでに整備された空間の適切な維持管理が求められています。

■基本方針

自然環境の保護・保全と実践活動、農村景観の形成など、全ての人々が共通の認識を持ち、身の周りの小さなことから継続的に取り組んでいけるよう、啓発活動や環境教育等を進めるとともに、実践的な対応が可能となる体制づくりに努めます。

■主要な施策・事業

(1) 自然環境の保護・保全と実践活動	①自然環境の保護・保全のため、環境への負荷軽減対策に取り組みます。 ②子どもたちを対象とした環境教育の実践に努めます。 ③自然と人間の共生を基本に、自然と調和した事業を展開します。
(2) 農村景観の形成	①美しい景観づくりを進めるため、住民への啓発活動に努めるとともに、協働による取組を行います。 ②一歩ずつ地道な取組を進めるとともに、長期的な展望にたった景観形成に努めます。 ③住民、企業などの積極的な景観形成への取組に対する支援に努めます。

2 環境衛生・美化対策の充実

■現状と課題

経済成長に伴う大量生産、大量消費は、住民に生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしましたが、一方で、廃棄物排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫など、深刻な問題を生じさせています。近年では、「使い捨ての社会」を見直し、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の構築が求められています。

本村では、ごみ処理対策として、村内各資源ごみ集積所単位で住民組織を立ち上げ、資源ごみの分別やごみの減量化の取組を行っています。

ワークショップでは、村のアピールポイントとして「ごみ分別の長い歴史がある」という意見が挙げられる一方で、村の課題として「ごみの分別の目的の説明が不足」という意見も挙げられています。

今後も、ごみ分別・減量化の啓発に努めるとともに、住民と協働し、分別の細分化を図ることにより、廃棄物の再資源化とコスト縮減を図り、循環型社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

■基本方針

ごみ分別や減量化に関する啓発活動の推進、住民参加による環境衛生、花壇づくりなどの美化活動の推進、住民の健康を守るために環境汚染や公害の未然防止に努めることなどにより、快適な生活環境づくりを推進します。

■主要な施策・事業

(1) ごみ処理対策	①容器包装リサイクル法など関係法令に基づき、ごみ分別の細分化・再資源化を推進します。 ②資源ごみの再商品化の促進を図ります。 ③ごみの分別を徹底し、住民・事業所を含め官民協働でごみの減量化に努めます。 ④環境問題（生活環境・自然環境等）に対する住民意識の高揚を図り、官民協働で環境負荷軽減に努めます。
(2) し尿処理	①農業集落排水事業の適正管理維持を行うとともに、事業区域外の地区においては、合併処理浄化槽の普及を促進します。
(3) 美化運動の推進	①住民参加による花壇づくりなどの環境美化活動を推進し、快適な生活環境づくりに努めます。 ②佐那河内村ポイ捨て防止環境美化の促進に関する条例に基づく空き缶等のポイ捨て防止対策や、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく飼い犬のふん害防止対策の啓発に努め、環境美化に対する住民意識の高揚を図ります。

3 ユニバーサルデザインによる施設整備

■現状と課題

国は、令和2（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会を実現させるため、「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」を推進しています。本村においても、平成28（2016）年度に施行された「障害者差別解消法」によって示された、障がい者への「合理的配慮」が求められており、法律に沿った必要施策を実施していく必要があります。

■基本方針

本村では、人権の村づくり推進の一環として、ユニバーサルデザインを基調とした村づくりを進めていきます。

また、村内外の方から、村内各地の公共施設や観光施設等への案内看板がないため、場所が分かりにくいとの意見があります。これら意見への対応策として、P I C Tサイン（トイレ等を示す絵のサイン）を採用し、共生社会への対応を図ります。

■主要な施策・事業

（1）バリアフリー化の推進	①今後建築される施設については、段差解消対策としてスロープ化による物理的バリアフリー化とともに、心のバリアフリー化対策として、コミュニケーションツールの活用についても検討します。
（2）ユニバーサルデザインの推進	①村内公共施設や観光看板に、P I C Tサイン（トイレ等を示す絵のサイン等）を採用し、共生社会への対応を図ります。



3. 安全な村民生活の確保

1 防災、消防、救急体制の充実

■現状と課題

近年、大規模な自然災害が全国各地で発生しているように、地震や風水害、土砂災害、火災などによる不測の事態は、いつ起こるか分かりません。災害に強い地域づくりを行っていくためには、地域社会に防災意識の普及啓発を図るとともに、地域防災力を向上させていくことが重要です。

本村では、地域防災計画を定期的に見直し、新たな防災マップの作成や防災訓練を計画的に実施するとともに、公共施設の耐震化や、住宅の耐震診断や改修の積極的な呼びかけを行っています。また、消防、救急体制の充実にも努めています。

ワークショップでは、村を更に良くするために「自主消防活動の充実」という意見が挙げられる一方で、村の課題として「消防団のなり手がいない」という意見も挙げられています。

今後は、住民の防災意識の更なる向上を図り、災害時に迅速で的確な対応が取れるよう、平常時から備えておくことが求められます。また、防災体制の強化を図るとともに、緊急時の対応に向けて消防、救急体制についても整備、充実させていく必要があります。

■基本方針

住民の防災意識の啓発と知識の普及に努めるとともに、大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、自主防災組織やボランティア団体の協力も得ながら、必要な人員の確保や防災体制の構築に努めます。

■主要な施策・事業

(1) 防災体制の強化	①地域防災計画については、定期的に見直しを行うとともに、新たな時代に対応した防災体制の整備を推進します。 ②地域や住民と連携し、防災訓練の実施、災害時の迅速な対応に向けた危機管理体制の充実を図ります。 ③地域において、共助の理念のもと地域防災力の向上に努めます。 ④防災拠点施設や避難所など地震防災上重要な公共施設の耐震化に努めます。 ⑤一般住宅については、広報などを通じ、耐震化に対する情報提供を行うとともに、個人の木造住宅（昭和56年5月以前着工の住宅）を対象にした住宅耐震診断及び改修を促進します。 ⑥災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる村づくりを推進します（事前復興の考え方）。
(2) 消防、救急体制の強化	①消防・救急装備の充実に努めます。 ②女性、高齢者、学校など、地域の各層における火災予防の啓発と対策に努めます。 ③消防ポンプなどの更新を定期的に行います。 ④消防、救急体制の常備化に向けて、徳島県と連携し検討を進めます。

2 交通安全対策の推進と防犯体制の確立

■現状と課題

近年、我が国では交通事故死者数の減少が続く一方で、高齢化に伴い、交通事故死者数に占める高齢者の割合の上昇や高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者に関する事故が増加しています。また、地域のつながりが希薄化するとともに、犯罪の凶悪化や低年齢化など、犯罪の質や形態も変化しています。

本村では、交通安全キャンペーン等を実施し、交通安全意識の普及に努めるとともに、街路灯、防犯灯の整備を順次行うなど、交通安全対策や防犯対策を進めてきました。

今後も、交通事故防止に向けて、交通安全意識の高揚や啓発活動を強化するとともに、特に高齢者に対する啓発を強化していく必要があります。

また、防犯体制においては、防犯意識の高揚と犯罪防止に努め、安心して暮らせる村づくりを進める必要があります、特に子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう、地域住民や関係団体、関係機関等が連携して取り組んでいく必要があります。

■基本方針

全村挙げて交通安全運動の促進、安全な道路環境の維持・充実及び防犯体制の強化に努めるとともに、住民の自主的な防犯・安全活動を推進し、安全で安心して暮らせる、住みよい地域社会の実現をめざします。

■主要な施策・事業

(1) 交通安全運動の促進、環境充実	①交通安全教育の充実及び交通安全意識の高揚を図ります。 ②交通安全キャンペーンや期別運動を通し、シートベルトやチャイルドシートの着用促進を図ります。 ③交差点や通学路の安全点検を実施し、危険箇所には交通安全施設の整備を図ります。 ④交通規制の見直しや信号機の設置などを関係機関に要望します。
(2) 防犯体制の強化	①各種広報などを通じたPRをはじめ、防犯関係団体との連携による啓発活動を強化し、防犯意識の高揚に努めます。 ②地域の生活環境整備として、街路灯や防犯灯の増設や、老朽化した照明灯の更新を行います。

第2章 健康でひとに優しい村をつくります

1. 安らぎの社会を育む

1 福祉を支える体制づくり

■現状と課題

人口減少や核家族化、個人の価値観の多様化などにより、家庭や地域での相互の支え合いは弱まる一方で、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズは複雑化・多様化しています。

本村では、住民が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、様々な福祉事業を行うとともに、地域での支え合いの促進に向けた取組を進めています。

アンケート結果では、住み続けたい理由として、「医療や福祉で安心できるから」が中学生で40.0%と高くなる一方、一般では転出したい理由の、「医療や福祉で不安だから」が29.0%と高くなっています。また、ワークショップでは、村のアピールポイントとして「一人暮らし等に目が届く取組ができている」や「挨拶ができる村である」という意見が挙げられています。

今後も生涯にわたって、誰もが自立して、生きがいを持って地域の中で生活することができる社会を実現するため、地域が一体となった福祉環境づくりに取り組むことが求められています。

■基本方針

高齢者、障がい者を問わず、全ての人が共に生活できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の基本理念を実現するため、関係機関や関係団体などと連携し、地域住民の参画による地域で支え合う体制を構築し、人権施策を織り込んだ「心豊かな福祉の村づくり」をめざします。

■主要な施策・事業

(1) 地域福祉の環境づくり	①地域福祉計画の見直しを行い、住み慣れた地域の中で安らぎがあり、生き生きと過ごせる「心豊かな福祉の村づくり」の推進を進めます。
(2) 民間社会福祉活動の促進	①地域福祉の担い手養成講座として傾聴ボランティアに関する講座を開催するなど、住民参加によるサービスの提供に努めます。 ②社会福祉協議会などの中核となる福祉事業所の機能強化を促進します。 ③民間事業所などとの協働により、在宅サービスなどの不足解消に努めます。 ④認知症カフェを民間団体に開催してもらう際の支援、助言を行うなど、ボランティア団体の育成を図るとともに、参画に係るコーディネート機能の充実を図ります。
(3) 福祉意識の啓発	①福祉に関する啓発活動や学習機会の充実を図り、地域が一体となった福祉施策を推進します。 ②学校教育における福祉教育を支援し、児童・生徒の福祉意識の高揚を図ります。

2 児童・ひとり親家庭福祉の充実

■現状と課題

我が国では、晩婚化・未婚化の急速な進行による少子化、保護者の就労環境の変化など、親子を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や、地域住民とのつながりの希薄化もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

本村では、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供により、子育てしやすい環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭に対しては自立促進に向けた支援を行っています。

ワークショップでは、村のアピールポイントとして「子どもへの経済的支援が手厚い」や「子育てがしやすい」などの意見が挙げられています。

今後も、子育ての不安や負担を軽減することで、地域で安心して子育てをできるよう、多様化するニーズに対応した子育て支援の充実を図っていく必要があります。また、ひとり親家庭においても、子どもの健やかな育ちをめざして、自立促進に向けた支援体制の強化を図っていく必要があります。

■基本方針

次代を担う子どもが健やかに育つよう、子育て支援体制の充実や、安心して子育てをすることができる環境づくりを進め、思いやりのある地域社会の構築に努めます。

■主要な施策・事業

(1) 少子化、子育て支援対策	①子育て支援センター活動の充実により、楽しく子育てしやすい環境づくりに努めます。 ②病児・病後児保育の広域利用を継続して実施するとともに、母子保健事業に合わせてファミリー・サポート・センター事業の周知活動を行い、保護者の利用促進を図ります。 ③子育てサークルの育成、相談及び支援に努めます。 ④保育内容の検討や保育士の確保を継続して行い、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。 ⑤児童の健全育成のため、関係機関と連携し、児童虐待防止の推進に努めます。 ⑥共働き家庭の支援対策として、春休みや夏休み等の長期休業期間中の開所など、放課後児童クラブ活動の充実に努めます。 ⑦児童の健全育成のため児童福祉施設の整備を図ります。
(2) ひとり親家庭の自立の促進	①各種制度の周知や相談体制の充実にも努め、ひとり親家庭の経済的自立を促進します。

3 高齢者福祉の充実

■現状と課題

我が国では、高齢化の進行により、医療や介護の需要が増加しています。そのため、介護保険制度は高齢者を支える制度として定着する一方、利用者の増大により財政問題をはじめとした様々な課題も出てきており、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができる環境づくりが必要となっています。

本村では高齢化の進行が続き、本村の人口に占める65歳以上の割合は、令和2(2020)年度には47.9%となっています。また、核家族化の進行などもあって、今後も高齢夫婦世帯や高齢単身世帯などの高齢者のみの世帯が増加することが想定されます。

アンケート結果からは、転出したい理由について、「老後の生活が不安だから」が一般で38.7%と高くなっています。また、ワークショップでは、村の課題として「高齢化」や「高齢者福祉」などの意見が挙げられています。

今後も、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるように、高齢者福祉計画や介護保険事業計画に基づいて高齢者福祉事業を着実に実施し、要介護を未然に防ぐ予防対策を進める必要があります。また、要介護者も住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護を支える介護サービスの充実を図るとともに、介護の負担を軽減できるよう、介護者のニーズに対応した支援を図っていくことが求められます。

■基本方針

高齢者福祉計画や介護保険事業計画に基づき、介護予防や介護サービス等の各種施策の着実な実施と、地域住民や関係団体等との連携により、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域福祉の充実」を進めていきます。

■主要な施策・事業

(1) 自立と生きがい対策	①独居老人、老人世帯などに対する生活支援事業や移動支援事業、外出支援対策事業の推進に努めます。 ②ふれあい昼食会等、高齢者が能力を発揮できる通いの場の提供を通して、元気な高齢者の生きがいづくり活動の推進に努めます。 ③高齢者の社会参加や地域活動を促進するとともに、世代間の交流や文化活動、スポーツ活動の促進に努めます。
(2) 在宅福祉	①介護を要する高齢者への在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。 ②在宅介護を担う家族などの負担を軽減するための支援に努めます。
(3) 保健医療福祉対策	①介護保険制度の円滑な推進に努めます。 ②介護サービスニーズへの適切な対応に努めるとともに、サービスの向上を図ります。 ③時代のニーズに対応した介護老人福祉施設の利用の推進を図ります。

(4) 社会福祉の環境づくり	①高齢者の健康を増進するため、介護予防事業を推進します。 ②地域福祉の担い手である住民参加による高齢者福祉サービスの展開を図ります。 ③独居老人、老人世帯などの緊急通報システムの普及充実を図り、緊急時体制の強化に努めます。 ④独居及び高齢世帯の住宅改修対策の充実を図ります。 ⑤個別避難計画の見直しを進めます。
(5) 相談機能の充実	①人権擁護委員等の協力による、高齢者の意見や行動を、尊重する人権相談所の充実を図ります。 ②高齢者への詐欺犯罪等の相談所の設置を検討します。

4 障がい者（児）福祉の充実

■現状と課題

全国的に障がい者（児）の増加傾向や、障がい者（児）とその家族介護者の高齢化が進行していく中、我が国では、障がい者（児）に関する制度改革を進めており、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し理解し合いながら、地域で自らが望んだ生き方ができる地域共生社会の実現をめざしています。

本村では、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づいて、村外の事業所とも連携しながら、各種サービスの提供や情報提供を行うとともに、関係機関との連携強化によって障がい児の早期療育に取り組んでいます。

ワークショップでは、村を更に良くするために「障がい者に優しい村をつくっていく」などの意見も挙げられています。

このため、今後も障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、必要なサービスを受けられるよう、サービスや相談体制の充実を図っていく必要があります。また、障がい児に関しては、関係機関と連携し、障がいや発達の遅れの早期発見と早期に療育支援を実施できるよう努めていく必要があります。

■基本方針

障がいのある人もない人も、互いに尊重し理解し合いながら、住み慣れた地域で共に暮らすことのできるよう、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づいて、障がい者を支える施策や事業を総合的に推進していきます。

■主要な施策・事業

(1) 早期発見、早期療養の充実	①障がい児の早期発見から早期療育を一貫して行うための早期療育システムの構築に努めます。 ②保健、医療、福祉など関係機関との連携を図り、一体的な取組を強化します。
(2) 自立と社会参加	①障がい者（児）固有のニーズに対応したサービスの提供に努めます。 ②障がい者（児）の参加できるスポーツや文化活動の場をつくります。
(3) 在宅生活を支援するサービスの充実	①村外施設との連携や、移動支援の充実を図り、地域で生活するために必要な在宅福祉サービスの充実に努めます。
(4) 相談機能の充実	①権利擁護に関する専門相談などの充実努めます。 ②人権擁護委員等の協力による人権相談体制の充実努めます。

5 社会保障制度の適正な運用

■現状と課題

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険の基盤となる仕組みとして、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきましたが、医療費の増加や少子高齢化の進行等により、制度の安定的な運営が可能となるよう、これまでの市町村に加え、都道府県が共に国民健康保険の運営を担うことになりました。

本村では、医療費の抑制のために特定健康診査・特定保健指導の充実を図るとともに、特定健康診査の受診率の向上に向けた取組や、医療機関と連携して保健指導を充実させることなどにより、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努め、医療保険の安定化を図っています。また、公的年金に関しては、正しい理解を深めるため、制度の啓発を行うとともに、年金相談を行っています。

今後も、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のため、特定健診受診率及び特定保健指導の向上をめざした取組を進めていくことが必要です。また、国民年金制度に関しては、制度の維持・充実を図るため、制度の啓発に一層努めていくことが求められます。

■基本方針

全ての住民が生涯にわたって健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険など適切な社会保障制度の運用や住民理解の深化に努めます。

■主要な施策・事業

(1) 医療保険	①保険税滞納者への対策により、保険税の収納率向上に努めるとともに、財政強化のため事務経費の節減や保険税の徴収事務の効率化を図ります。 ②特定健診受診率向上及び特定保健指導の100%実施をめざし、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を進めるなど、健康増進事業（健康づくり）の強化に努め、医療保険の安定化を図ります。 ③定期的な周知を行うなど、諸給付適用などの指導啓発を図ります。
(2) 公的年金	①全ての人が年金を受給できるよう制度の啓発を図るとともに、年金の加入促進に努めます。 ②受給該当者を対象とした年金相談の実施や各種指導活動の充実に努めます。

2. 保健・医療の充実

1 保健活動の充実

■現状と課題

我が国では、高齢化の急速な進行、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加などにより、健康上の不安要素が増してきています。こうした中、不安要素を取り除き、健康な状態で日常生活を送ることができるよう健康寿命を延ばし、平均寿命との差を小さくしていくことが求められています。

本村では、個人の生活改善を目的にした事業を充実させるとともに、健康づくり活動を促進させ、住民が主体的に健康づくりに向けて取り組める環境づくりを行っています。また、保健、福祉に関する様々な相談に対応できるよう体制を整えています。

今後も、各種保健事業において、保健・医療・福祉・介護・教育などの関係機関の連携を強化して、意識啓発に取り組むことにより、住民が自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣と、病気の予防に心掛ける健康管理意識の高揚を図るとともに、住民の主体的な取組の支援や、相談体制の更なる充実を図っていく必要があります。

■基本方針

住民一人一人が自分の健康に関心を持ち、主体的な健康づくりを促進させるとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる各種保健事業を充実させ、全ての住民が健康で生き生きとした人生を送れる村づくりをめざします。

■主要な施策・事業

(1) 健康づくりの促進	①各種健（検）診前後の支援の充実に努めます。 ②住民ニーズに合わせた、利用しやすい健診体制の充実に努めます。 ③個人の主体的な生活改善を目的にした事業の推進に努めます。 ④虐待、精神関係など複雑化・専門化する課題やニーズへの的確な対応に努めます。 ⑤保健・医療・福祉・介護・教育など関係機関相互の連携強化による課題解決に努めます。 ⑥佐那河内村食生活改善推進協議会の活動を支援するなど、住民組織による健康づくり活動を促進します。
(2) 保健、福祉施設としての機能の充実	①種々の相談に対応できる職員の養成と資質向上を図るため、専門研修等に積極的に参加し、実践できるように努めます。

2 医療の充実

■現状と課題

医療体制の充実、住民の健康を確保し、安心して生活を送るために不可欠なものとなっています。高齢化の急速な進行や社会環境の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、誰もが安心して医療を受けることができる体制の整備が求められています。

本村では、福祉、保健、医療などの関係機関と連携を取りながら、一次医療体制の充実を図り、子どもから高齢者、障がい者までより良い医療を提供できるよう努めています。また、緊急医療についても、救急医療機関との連携による体制の充実に努めています。

アンケート結果からは、住み続けたい理由として、「医療や福祉で安心できるから」が中学生で40.0%と高くなる一方、一般では転出したい理由では、「医療や福祉で不安だから」が29.0%と高くなっています。また、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度では、「医療機関・医療体制の充実」が優先して改革、改善すべき施策として挙げられており、ワークショップでも、村の課題として「無医村にしない」などの意見が挙げられています。

今後も、住民が安心して暮らせるよう、福祉、保健、医療などの関係機関と連携しながら、一次医療体制や緊急医療体制の充実に努め、村内の医療体制を堅持していく必要があります。

■基本方針

地域で安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携により、地域に密着した医療体制の維持・充実に努めます。

■主要な施策・事業

(1) 医療の充実	①住民の健康増進を図るため、関係機関等との連携により、包括的な保健医療を効果的に提供できる一次医療体制の機能充実に努めます。 ②生活習慣病の予防のための生活改善指導や健診の活用について、広報、防災無線等による周知・啓発に努めます。 ③福祉、保健、医療の各関係機関と連携し、村内の医療体制を堅持できるよう努めます。
(2) 緊急時体制の充実	①緊急医療の体制充実のため、救急医療機関との連携に努めます。

第3章 ひとが生き生きと学び続ける村をつくれます

1. 幼児教育・養護の推進

1 幼児期における養護・教育の充実

■現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の増加、ひとり親世帯の増加など、家庭における養育環境は大きく変化し、幼児教育・養護に求められるニーズも多様化しています。そうした中で、幼児教育・養護は、基本的な生活習慣や生きる力、思いやりの心を育み、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な役割を担っています。また、保護者との密着した生活や友達との遊びなどを通じて、創造性や社会性を身に付けていく大切な時期でもあります。

そのため、令和6年度より0歳児から2歳児の保育料を無料化し、保育料の完全無料化を実現しています。

また、関係機関や関係団体との連携により、それぞれの子どものに合わせた幼児教育・養護を進めるとともに、保護者を対象とした学習活動や情報提供を行うなど、家庭教育の支援を行っています。ワークショップでは、村のアピールポイントとして「挨拶ができる人（子）が多い」などの意見も挙げられています。

今後も、保健所、保育所など関係機関との連携を一層強化するとともに、家庭教育支援や情報提供等、保護者の教育に対する意識の向上を図ることで家庭とも連携し、それぞれの子どもの発達に応じた幼児教育・養護を進めていく必要があります。

■基本方針

関係機関や家庭など、地域が連携して、次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身に付けることができる幼児教育・養護をめざしていきます。

■主要な施策・事業

(1) 幼児教育・養護の充実	①保育所では、体験活動や遊びを通して、心豊かにたくましく、生きる力を身に付ける幼児教育・養護の充実に努めます。
(2) 保護者の学習活動の促進	①保護者の参加機会の拡充と家庭教育学級の充実に努め、保育所と家庭が連携した子育てを進めます。
(3) 幼児教育・養護に関わる関係機関・団体等との連携	①関係行政機関・団体との連携強化と体制整備を図り、それぞれの子どものに合わせた発達支援の取組に努めます。 ②幼児教育・養護に関わるグループ、サークルの育成に努めます。

2. 学校教育の推進

1 義務教育（小中一貫教育）の充実

■現状と課題

社会情勢の変化に伴い、教育における課題が複雑・多様化する一方で、教職員の負担増加などの問題に対応すべく、働き方改革に取り組む動きも出てきています。こうした中、子どもたちが義務教育において、柔軟に、たくましく、主体的に生きていくための資質や能力を育み、豊かな人間性を身に付けていくことが必要となっています。

本村では、平成 30（2018）年度から小中一貫教育校に移行し、小中の教員が相互に乗り入れる授業を充実させ、それぞれの学習の系統性を踏まえた上で、9年間を見据えた特色ある教育を行っています。

ワークショップでも、村のアピールポイントとして「小中一貫教育」が挙げられており、村を更に良くするために「特色のある教育（自然・英語）」という意見も挙げられています。

今後は、小中一貫校の特色や地域特性を生かした教育を、家庭や地域の人々と連携しながら、進めていくとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを更に推進する必要があります。

■基本方針

郷土佐那河内に誇りを持ち、たくましく生きる力を持った子どもを育成するという教育目標のもとに、義務教育9年間を通して、全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

■主要な施策・事業

(1) 特色ある教育内容の充実	①社会の変化に対応し、9年間の教育課程の編成・実施に努めます。 ②小中一貫教育校の利点を生かし、英語教育やふるさと学習など特色ある教育を進めます。 ③国際社会の一員としての自覚を育てるため、国際理解教育の推進に努めます。 ④学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力」を育てるため、ICTを活用した教科横断的な教育を推進します。 ⑤児童・生徒一人一人のニーズに対応した、学校ぐるみのきめ細やかな教育を進めます。 ⑥学校評議員の意見を参考にしながら、外部人材を活用し、地域に開かれた学校づくりを推進します。
(2) 個性を伸ばす教育活動の充実	①一人一人の子どもを見つめ、個に応じたきめ細やかな教育の工夫を図ります。 ②地域の特性を生かした様々な生活体験や社会体験、自然体験などの学習機会の充実を図ります。 ③豊かな自然や身近な地域社会の中で、多様な体験活動を通して学ぶ環境教育を推進します。 ④自他の生命を尊重し、進んで健康・安全の保持増進を図る教育の充実に努めます。

(3) 特別支援教育の充実	①一人一人の障がいの実態を的確に把握し、特性を最大限に伸ばす指導の充実に努めます。 ②地域社会や通常の学級との交流などを通して、心豊かな人間関係づくりに努めます。
(4) 教職員研究・研修活動の充実	①小中の教職員による合同研修を、年間を通じて行うことにより、特色ある教育課程の実施や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善についての研究を進めます。 ②プログラミング教育や教科等において、ＩＣＴを適切に活用した指導法についての研究を進めます。
(5) 学校施設や教育環境などの整備	①必要な資質・能力である「情報活用能力」を育てるため、ＩＣＴ環境の充実を図ります。 ②社会環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、教材備品など教育環境の整備を進めます。 ③児童・生徒の安全対策として、小中学校通学路安全点検を行い、緊急避難協力の家（子ども 110 番）の利用及び安全・安心推進物品を活用します。
(6) ＰＴＡとの連携による教育の振興	①家庭、学校、地域が連携して豊かな教育環境をつくり、教育の振興を図ります。



2 学校給食の充実

■現状と課題

学校給食は、心身の健全な発達に資するものであり、学校における食育の推進を図ることを目的とした極めて有効な教育的役割が期待されています。また、給食を提供するに当たっては、おいしい給食であるだけでなく、食品事故を起こさないための安全管理が極めて重要です。

本村では、週5日の完全米飯給食の実施に向けた取組を行い、学校教育活動の一環として児童・生徒の心身の発達や食習慣の形成に大きな役割を果たしています。また、小学校、中学校ともに令和6年度から学校給食の無償化を実施し、安全安心でおいしい学校給食を提供しています。

ワークショップでは、村のアピールポイントとして「給食がおいしい」という意見が挙げられています。

今後は、日常の給食についても地場産食材を使用するなど、本村の豊かな食材に恵まれた特色を生かすことで、本村の恵まれた環境や農業の大切さを伝えていくとともに、安全安心な学校給食を提供していくことが求められています。

■基本方針

安全安心で、おいしい学校給食の提供により、学校教育活動の一環として児童・生徒の心身の発達や食習慣の形成に大きな役割を果たします。

■主要な施策・事業

(1) 学校給食の充実	①地場産品を積極的に取り入れることで地産地消を進め、給食内容の充実を図ります。 ②衛生管理の一層の向上を図り、安全な給食の供給に努めます。 ③生きる上での基本となる力を身に付け、心身の健全な発達に資するため、給食を通じた食育を推進します。
-------------	---



3. 社会教育、文化、芸術、スポーツ活動の振興

1 生涯学習と社会教育の推進

■現状と課題

高齢化が進み、高齢者を含む全ての人が健康で、生き生きと暮らせる社会を実現する上で、生涯学習に求められる期待は多様化し、果たすべき役割は、以前よりも大きくなっています。また、住民一人一人の個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送れるよう、生涯にわたって学習できる環境を整えることは、個人の人生を豊かにするとともに、学習した成果を地域社会に還元することで、活力あふれる地域づくりにもつながります。

本村では、多様な住民ニーズに応えた学習や体験活動を推進するとともに、各種情報の提供や学習相談への対応、指導者の育成、確保など、社会教育事業推進のための環境整備を進めています。また、社会教育計画に基づき、様々な社会教育事業を実施するとともに、社会教育施設の利用促進を図っています。

ワークショップでは、村を更に良くするために「伝統、文化を継承できる場をつくる」という意見も挙げられています。

今後は、家庭教育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化にも対応できるよう、家庭、学校、地域社会が更に連携を強め、子どもたちが様々な年代の人たちと交流できる機会をつくり、体験活動の提供や「生きる力」を育むための環境をつくる取組を進めるなど、青少年の健全育成や地域の教育力向上にもつなげていくことが求められます。

■基本方針

住民の豊かな人生を創造し、活力あふれる地域づくりにつなげるため、多様な住民ニーズに応えた学習や体験活動を推進し、自由に選択でき、学ぶことができる生涯学習社会の実現をめざします。

■主要な施策・事業

(1) 生涯学習と社会教育活動の推進	①多様なニーズに対応した生涯学習事業を推進し、住民の要望に応える学習機会の提供に努めます。 ②生涯学習や交流の拠点としての公民館活動を通して、地域住民の主体的な活動を支援し、地域づくりや人づくりを促進する場の提供に努めます。 ③学校教育と連携しながら、地域の特性を生かした子どもの社会教育活動を進めます。 ④関係機関と連携して、青少年の健全育成事業を推進するとともに、体制の整備を図ります。 ⑤学習指導者の育成のため、研修機会や情報の提供に努めます。
(2) 社会教育施設の整備及び適正管理	①社会教育施設の適正管理と利用促進のため、村公民館と協力しながら施設運営に努めます。 ②多目的集会施設の効率的な利用を進めます。

2 文化、芸術の振興

■現状と課題

文化、芸術活動は人の心を豊かにし、生活に楽しみと潤いをもたらすとともに、人々のつながりや互いに理解し尊重し合う心を育て、地域のつながりや活気、魅力を引き出す役割を持っています。

本村には、長い歴史があり、その中で培ってきた独自の文化や、多くの文化財が残されています。また、文化、芸術活動振興のため、住民組織や民間団体などと連携し、優れた芸術の鑑賞機会の提供を行うとともに、文化団体、サークルの育成や自主的な文化活動や芸術活動への支援を行っています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「芸術文化活動の推進や文化施設整備への取り組み」のあり方、方向性を検討すべき施策となっています。

近年、高齢化や人口減少の進行に伴い、文化団体、サークル数の減少や会員の高齢化がみられ、継続的に活動が展開されるよう積極的に支援を行う必要があります。また、今後も住民のニーズを把握しながら、優れた芸術鑑賞の機会を積極的に提供していく必要があります。

■基本方針

長い歴史に培われ、地域に根ざした文化を生かし、継承するとともに、個性あふれる文化の創造に向け、文化、芸術活動を一層推進することで、一人一人が心豊かに生きる社会をめざします。

■主要な施策・事業

(1) 文化、芸術活動の推進	①自主的な文化活動や芸術活動への支援を行うとともに、文化団体、サークルの育成を図り、文化、芸術の振興に努めます。 ②文化、芸術活動振興のため、住民組織や民間団体などとの連携による鑑賞機会の提供に努めます。
----------------	---



3 スポーツ活動の振興

■現状と課題

近年、高齢化が進み、健康への意識が高まる中、スポーツは健康増進や体力向上を図り、心身の健全な発達に役立つものとなっています。また、楽しく活動することにより、気分転換や仲間づくりにもつながり、明るく豊かで活力に満ちた地域社会をつくっていく上で、大きな役割を担っています。そのため、競技性だけを求めるのではなく、子どもから高齢者までが、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動に親しんでいく面からも、スポーツ振興を図っていくことが必要となります。

本村では、ライフスタイルに合わせて体育館等のスポーツ施設を活用して汗を流す住民や、健康管理のためにスポーツを取り入れ、ウォーキングや体育館を利用している住民が多く見られます。一方で、スポーツを団体の中で楽しもうとする意識が薄れ、競技種目によってはチームを編成できない状況にあり、スポーツ団体活動に停滞がみられる状況にあります。さらに、競技種目によっては児童・生徒が減少していることにより、子どもたちの部活動などの選択肢が少ないという状況も生じています。

ワークショップでは、村の良いところとして「運動会がアットホーム的全員参加」という意見が挙がる一方で、村の課題として「中学校になればクラブ活動の選択肢が少ない」や「トレーニングしている人に休憩所がない」という意見も挙げられています。

今後は、指導者の育成や支援を行うとともに、スポーツの魅力や重要性を周知していくことで、スポーツの振興に努めていく必要があります。

■基本方針

スポーツ活動の場や機会の提供を充実させることで、住民がそれぞれのライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを行える環境づくりを進めます。

■主要な施策・事業

(1) スポーツ活動の推進	①各年代に合わせた生涯スポーツ活動の普及を図り、各種スポーツ大会・教室を開催し、スポーツの振興に努めるとともに、健康増進のためのスポーツの重要性を周知していきます。 ②スポーツ指導員の養成のため、人材の発掘や各種スポーツ事業への積極的参加を呼びかけるとともに、研修機会の提供を行い、指導員の確保に努めます。 ③競技スポーツへの援助やスポーツ団体を育成するとともに、体育協会、スポーツ少年団との連携強化を図ります。
(2) 体育施設の適正管理	①体育施設の効率的な運営と適正な施設管理に努めます。

第4章 産業が元気で生き生きと働ける村をつくれます

1. 農林業の振興

1 農業の持続性の確保

■現状と課題

我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足などの問題の深刻化や、国際貿易交渉の進展などにより、依然として先行きが不透明な状況にあります。一方で、消費者の品質に対する意識の高まりに加え、農産品を活用した6次産業化や、新たな技術を活用した省力化や高品質生産による農業など、変化に対応できる農業経営が求められています。

本村の農業は、急しゅんな地形や点在している農地を有効利用しながら、すだちやみかんなどの果樹を中心とした、本村の農業生産に適した作物の生産に取り組んできました。令和5年産作物統計調査では、本村の耕地面積は、331ha で本村の全面積に占める割合は、7.8%、1戸当たりの耕地面積は、42.9aとなっています。昭和50年代の後半より、ほ場整備、農道整備、用水整備などの生産基盤整備や農業近代化施設の整備を積極的に展開するとともに、生産コストの低減や省力化を図り、農家の生産安定と経営規模拡大の環境づくりを進めてきました。一方で、本村においても、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足が課題となっています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「農業経営の安定化や担い手の育成確保」は優先して改革、改善すべき施策となっています。また、ワークショップでは、村のアピールポイントとして「すだち、いちごがある」や「果物野菜がおいしい」などが挙げられる一方で、村の課題として「農家の担い手」や「シカ・イノシシ・サルなどの被害に遭い作物が育たない」などの意見が挙げられています。

今後は、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足の課題への対応とともに、安全で良質な農産物を安定的に生産するための体制整備や、農産物の付加価値向上など、持続的な発展による安定経営を進めていく必要があります。また、生産活動に起因する環境への負荷を軽減するため、小水力発電・木質バイオマスなどの新エネルギーの利用や、従来は廃棄されていたものの有効活用を図る必要があります。

■基本方針

農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進し、本村の農業を持続的、安定的に発展させることをめざします。

■主要な施策・事業

(1) 生産基盤の整備	①農業生産の効率を高めるため、ミニほ場整備など優良農地の確保に進めます。 ②農道・排水路などの整備を進め、農業の生産性の向上を図ります。 ③農業基盤と施設の適切な維持管理により、農業用水の水質や農地の保全に努めます。 ④生産と集落環境の整備を一体的に配慮した、基盤整備にも取り組みます。
(2) 農地の流動化	①園瀬川流域に点在するほ場整備完了農地など、優良農地の流動化に努めます ②経営規模の拡大・生産コストの低減や集落営農組織の育成のために農地の利用を促進します。 ③認定農業者等の担い手への農地の集積を促進しながら効率的な土地利用をめざします。 ④非農家やＩターンなどの新規就農者のための農地確保や農業参入を支援します。
(3) 担い手の育成・確保	①意欲的な担い手農家の確保と経営安定のため、認定農業者の育成に努めます。 ②女性が主体的に農業経営に参画し、働きやすい環境づくりをめざします。 ③アグリスクールなどによる新規就農希望者及び大学生や若者の農業体験希望者への支援体制の充実を図ります。 ④村民相互及び都市との交流を通じて、担い手確保のために、拠点施設の整備に努めます。
(4) 農業経営の体質強化	①農業経営の安定と合理的な経営促進のため、簿記帳を奨励し、経営感覚の優れた農家の育成に努めます。 ②関係機関・団体の連携を強化し、生産コストの低減や経営能力向上、生産技術の普及を図ります。 ③農業営農組織や農業法人など新しい農業経営を推進します。
(5) 経営支援システムの強化	①農業指導班の活動を活性化し、あわせてＪＡとの連携を深めて支援体制の強化を図ります。 ②将来の農地の遊休化、労働力対策、担い手の育成などに対応するため総合的な支援体制づくりを進めます。
(6) 農産物の安定生産	①安全・良質な農産物の安定生産をめざし、関係機関との連携強化や研修機会を増やします。 ②スマート農業の導入やバイオテクノロジー等の先端技術の習得に努め、栽培技術の確立により、農産物の安定生産に努めます。 ③農薬の適正使用に努め、安全安心の農産物生産を推進します。
(7) 鳥獣害対策の強化	①近年被害が増大している鳥獣害対策に取り組み、農産物の安定生産と農地の荒廃防止に努めます。 ②電牧機、防護柵の設置補助を行うなど、農業者を支援します。

(8) 付加価値の向上と販路の拡大	①地域特性を生かした農産物（差別化）の生産と加工や作物のブランド化に努めます。 ②消費者に選ばれる産地づくりを進め、消費者と連携した販売を促進します。 ③京阪神地方への販売促進と併せて、村内や近隣市町住民を対象とした地産地消に取り組みます。 ④学校給食への食材供給や農業学習、食生活の見直しなど食育を通して推進します。 ⑤安らぎに満ちた本村の農村環境を生かして体験農業などに取り組むことで都市住民との交流を推進し、本村農業の価値向上を図ります。 ⑥ふるさと納税制度やふるさと住民票などのつながりをもとに、佐那河内ブランドの向上や販路拡大を推進します。
(9) 環境に優しい農業の展開	①農業系廃棄物の適正処理と有機資源の有効活用を推進します。 ②農産物生産現場における環境への負荷の軽減に努めます。 ③環境保全型農業に取り組む農家や組織の育成を行います。 ④ハウス栽培などへの木質バイオマスの利用を推進します。
(10) 生産と生活が育む農村づくり	①生産現場と生活の場の調和による住みよい環境づくりや、本村の持つ農村景観の保全に努めます。 ②農業・農村の活性化を図るため、田園空間の整備を進めます。

2 森林資源の活用

■現状と課題

我が国は森林面積が国土面積の約3分の2を占める世界有数の森林国です。健全な森林は、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぎ、土砂の崩壊を防ぐとともに、洪水の緩和や水質を浄化する働きをしています。このような森林が持つ様々な働きは森林の多面的機能と呼ばれ、安全で安心な生活を維持する上で重要な役割を果たしています。

国は、平成28（2016）年11月に発効したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するための新たな仕組みを創設しました（森林環境譲与税等）。

本村では、計画的かつ効率的な保育、除間伐事業や天然林の広葉樹改良などを推進するとともに、森林が持つ木材生産、山地災害防止、保健文化、水源かん養林など多様な機能を認識し、森林の重要性を踏まえた適切な整備を行っています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「林業経営の安定化や担い手の育成確保」及び「森林の整備・活用と保全意識の醸成」はあり方、方向性を検討すべき施策となっています。

林業を取り巻く環境は厳しく、今後は、担い手の確保や森林施業の合理化など、地域が一体となった経営安定のための体制整備を図るとともに、森林組合や地域との連携を強化しながら、林業の活性化を図っていく必要があります。

■基本方針

森林の持つ多面的機能を発揮できるよう、森林の適切な整備を計画的に進めるとともに、森林組合や地域が一体となって林業活動の活性化を図り、産業としての林業の振興を図ります。

■主要な施策・事業

(1) 生産基盤の整備	①村有林については、村の基本財産造成と森林の持つ様々な機能を発揮させるため、積極的な施業を推進します。 (ア)人工林資源の計画的かつ効率的な保育、除間伐事業を推進します。 (イ)伐採後の植栽については、従来の針葉樹に加えて広葉樹も計画的に進めます。 ②既設林道の舗装率の向上と適正な維持管理を推進します。 ③治山、治水事業等により山林の機能保全に努めます。 ④私有林については、森林所有者の森林整備意欲の向上や資源保護のための育成事業の促進を図ります。
(2) 林業活動の活性化	①地域が一体となって森林の重要性を認識し、林業活動の活性化に努めます。 ②森林組合との連携を密にし、林業生産活動の拡充や生産組織の活性化に努めます。
(3) 資源の利活用	①樹種ごと(竹など)の有効利用についての検討を進めます。 ②森林空間の総合利用や森林の持つ多目的機能の活用を図ります。 ③森林資源(間伐材や林地残材など)、製材工場の残材(背板や樹皮など)を、チップ、ペレット、薪、炭などの木質バイオマスへの利用を推進します。
(4) 環境保全対策の推進	①森林の持つ機能や効果について住民の理解を深めるとともに、ごみなどを不法投棄しないよう啓発・普及を行い、環境保全を推進します。 ②都市住民にも森林の持つ多面的機能の意識の深化を図り、村民以外の住民にも協力いただき森林保全を行います。 ③間伐や林業の人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に努めます。



2. 地場企業の振興

1 地場企業の育成・支援

■現状と課題

地域を活性化し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、それぞれの地域の特性を地域資源として生かした、地域固有の産業が活躍し続けることが重要です。そのためには、地場産業の担い手となる人材の発掘、育成・支援に、地域が一体となって取り組んでいくことが重要です。また、地場産業が育ち、雇用の場が創出されることで、人口の維持、特に生産年齢人口の確保につながります。

本村では、ニーズにあった特産品づくりを進めるため、各種団体などの新しい特産品の開発の支援や通信販売など、新しい販路開拓を支援しています。

ワークショップでは、村の課題として「村の資源が有効活用されていない」などの意見が挙げられ、村を更に良くするために「1000年事業を活用し、村の知名度を上げる」などの意見が挙げられています。

今後も、村内から産業を生み出していくため、本村に眠っている自然や歴史、文化、人などの様々な資源を活用し、新たな産業やこれまでに生み出してきた産業の育成を支援していく必要があります。

■基本方針

村に眠っている様々な地域資源を発掘、活用し、新たな産業を育成するとともに、こうした産業や企業を連携させ特産品の開発を促進し、更に発展させていきます。

■主要な施策・事業

(1) 特産品の開発と販路開拓	①各種団体や地場企業での研修や連携を喚起し、新しい特産物の開発の支援を行います。 ②通信販売など新たな販路の開拓と併せて、ニーズにあった特産品づくりを進めます。 ③ふるさと納税制度やふるさと住民票などのつながりをもとに、佐那河内ブランドの向上や販路拡大を推進します。
(2) 起業及び継業支援	①新たに起業を行う者に起業支援を行うとともに、事業が廃業とならないよう継業支援も行います。



2 活力ある商業の育成・支援

■現状と課題

近年、少子高齢化の進行や消費者ニーズの多様化、インターネットによる通信販売の普及、郊外型店舗の出店など、商業を取り巻く環境は著しく変化しています。特に、地域に根付いた商店では、経営者の高齢化や建物の老朽化、隣接自治体への買物客の流失などもあって、経営は大変厳しい状況となっています。一方で、商業は、豊かな消費生活を提供するだけではなく、地域に交流やにぎわいを生み出し、地域活性化にとって重要な位置付けにあります。

本村の商業は、小売業を主体としていますが、近年は消費行動も多目的化・多様化し、隣接自治体の大型店や専門店へと流出しており、地元商店での消費傾向は日常的な生活物資を中心としたものとなっています。また、人口減少による消費の減少もあり、今後ますます商業環境は厳しくなることが予想されます。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「村内商工業振興」はあり方、方向性を検討すべき施策となっており、「買い物弱者を支援」は優先して改革、改善すべき施策となっています。また、ワークショップでは、村の課題として「商店街がない」や「買い物に不便」などの意見が挙げられています。

このため、今後は、消費者ニーズに対応し、地域に根ざした魅力ある店づくりを行い、商業を支える人材や組織の育成・強化等を進めることで、商業の活性化を進めていくことが求められています。

■基本方針

地域に根ざし、地域の特色を生かした魅力ある店づくりや、人材育成や経営体質の強化などを支援していくことで、商業基盤の確立を図り、地域経済の活性化をめざします。

■主要な施策・事業

(1) 地域商業の育成	①村内の商店での買物の推奨を進め、消費拡大を図ります。 ②特産品づくりや新しい資源を生かした商品化により商業品目の開発に努めます。
(2) 商工共栄会の育成と経営体質の強化	①会員相互のコミュニケーションを推進し、商工共栄会の活性化と経営体質の強化に努めます。 ②研修会等の開催により、商業経営の基盤強化に努めます。
(3) 消費者対策の推進	①消費者対策の推進として、賢い消費者を育成するための学習機会の拡充を図ります。 ②悪徳商法などによる被害防止のための啓発活動を進めます。

3. 観光の振興

1 資源を生かした観光の振興

■現状と課題

近年は観光ニーズが変化し、団体旅行やビジネス等でその土地を訪れるだけでなく、個々の多様なニーズに応じて自らが企画する少人数の観光が増えています。また、外国からの観光客の増加が続いており、この傾向は今後も継続するものと想定されています。このため、国内だけでなく国外からの観光客との交流を促進し、訪れてくる人々との関係性を強めていくことが求められています。

本村には、豊かな自然や素晴らしい農村景観、大川原高原などの観光資源があり、こうした観光資源を活用した体験型観光を推進しており、特に農業と観光を一体化したグリーンツーリズムやワーキングホリデーなどの取組を推進しています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「観光振興に関する取り組みや各種イベントの開催」はあり方、方向性を検討すべき施策となっています。また、ワークショップでは、村のアピールポイントとして「大川原高原」や「自然農村風景」など様々な観光資源が挙げられています。一方で、村の課題として「宿泊するところがない」や「観光資源に乏しい」という意見も挙げられています。

今後は、観光資源の更なる有効活用を図るとともに、有効活用が図られていない観光資源を発掘し、体験型観光の充実や新たな観光メニューを創出することが必要です。また、観光客の増加に向けて、知名度の向上や情報発信の方法等の検討を行い、近隣自治体とも連携しながら取組を進めていく必要があります。

■基本方針

本村の持つ豊かな観光資源を最大限に活用し、観光客のニーズに対応しながら、村の魅力が伝わる観光の振興を図ります。

■主要な施策・事業

(1) 観光資源の活用	①関係機関と連携し、自然環境を生かした資源の発見、発掘、活用に努め、本村の個性を生かした観光開発を進めます。 ②既存施設の有効活用や村民との協働による観光資源の開発を進めます。 ③体験農業や農家民泊など農業と連携した体験型観光に取り組みます。 ④一般財団法人イーストとくしま観光推進機構などの活動を通じ、広域での観光資源を活用した取組を進めます。
(2) 観光基盤の整備	①本村の自然との調和や景観に配慮した観光基盤の整備を進めます。 ②関係機関と連携し、大川原高原の既存の観光施設の運営、管理体制の充実を図ります。

(3) 観光受入れ体制の整備

- ①農産物の販売や体験など、地域産業との連携強化を推進します。
- ②観光ニーズに適応したイベントやPRを行い、心の通う受入れ体制の整備に努めるとともに、様々なマスメディアを活用した広報活動に努めます。
- ③研修会などの機会を増やし、村民の観光意識の高揚や連携を図ります。



第5章 参画と協働で支え合う村をつくりま

1. 住民主体の村づくり

1 住民参画と活力ある村づくり

■現状と課題

近年、少子高齢社会や核家族化による世帯構成員の減少、地域での人のつながりの希薄化などによって、住民同士が支え合う力は弱くなってきています。こうした中で、多くの住民が村づくりの担い手として参画することや、住民が地域の課題を主体的に解決する取組が求められています。

特に地方圏では、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

本村では、地域住民のきずなを深め、村の活性化を図るため、住民の自主的かつ主体的な活動組織や集落支援員等が行う地域活動への支援を行うとともに、村づくりへの住民参画の機会の拡充、「関係人口」の創出拡大に努めています。また、村づくりを進める上で、村に関わる住民や企業等が共通した認識を持てるよう、村づくりの的確な情報提供に努めています。また、講中・常会・名中など、村の地縁組織の活動は、村の住民活動の根幹であり、今後も継承していく必要があります。

ワークショップでは、村のアピールポイントとして「行政と住民の距離が近い」や「住民で地域を守ろうとする仕組み（常会）」という意見が挙げられ、村を更に良くするために「行政と住民の連携」や「地域の方と課題の共有」などの意見も挙げられています。

今後も、活力ある村づくりに向けて、住民の参画による「協働体制」づくりを積極的に進め、村づくりへの住民参画の機会を更に拡充していくことが必要です。また、村づくりに関わる住民の主体的な地域活動に対して、活動の支援や人材育成を行うことで、地域コミュニティの活性化と地域の課題を解決する力の向上に努めていくことが必要です。

■基本方針

住民や企業、団体、行政などが村づくりの共通した認識を持てるよう積極的に情報提供等を行い、互いの連携を強化し、協働することで、地域に住む人たちが暮らしやすい村づくりを進めます。

■主要な施策・事業

(1) 自主的な住民活動の支援	①地域住民のきずなを深め、村の活性化を図るため、個人・団体などの自主的な活動の支援を推進します。 ②各種制度の普及啓発に努めます。 ③講中・常会・名中などを主体とした住民活動を、今後も継承するための支援に努めます。
-----------------	---

(2) 協働による村づくり	①住民や企業等と行政の協働による村づくりを推進します。 ②各種委員会委員の選任等において、住民参画の機会の拡充に努めます。 ③村づくりを共通認識のもとで推進するため、迅速かつ的確な情報の提供に努めます。
(3) 地域を担う人づくり	①各種研修会などの参加機会の充実や各種制度の導入により、村づくりを支える人材の育成に努めます。 ②様々な分野で活動する人材の育成とネットワークの形成を図るとともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO法人）の活動を促進するための環境づくりを進めます。 ③地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を構築し、地域外の人でも地域づくりの担い手となるよう「関係人口」の創出・拡大に努めます。
(4) 個性を生かした村づくり	①花や緑などの地域資源や特性を生かした魅力ある村づくりを推進します。 ②自然環境や農村景観などの恵まれた環境を生かした、村づくりの「文化化」に努めます。 ③自然エネルギーを活用した環境に優しい再生可能エネルギーによる村づくりをめざします。
(5) たすけあいの心を未来につなぐ人権の村づくり	①令和元（2019）年に実施した人権アンケートの結果に基づいた、人権施策の啓発・推進を行います。
(6) さなごうちプライド	①村の子どもたちを中心に対内的に村の良さをアピールし、村を愛する心を養うとともに、村民みんなが村に愛着を持つ（さなごうちプライド）村づくりをします。



2. 安定した行財政基盤の確立

1 安定した行財政基盤の確立

■現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、自らの進むべき方向を自らが決定し、地域運営を進めていくことが求められています。また、今後も社会・経済情勢の大きな変化や、住民ニーズの更なる多様化、高度化も考えられ、これに対応していくためには、住民感覚とコスト意識を持ちながら、効率的かつ効果的な行政サービスを提供していく必要があります。

本村では、行政改革大綱に沿って実施計画を策定し、事務事業の見直しや、組織・定員・給与の適正化、財政健全化などに取り組み、計画の実施状況の点検と見直しを行うことで、安定した行財政基盤の確立を進めています。また、職員の政策立案能力の形成や資質の向上に取り組むとともに、住民等への情報提供や地域活動への支援などを行い、多様化・高度化する住民ニーズに対応できるよう努めています。

アンケート結果からは、村の取組に関する分野ごとの満足度・重要度について、「近隣市町村との連携・協力の推進に向けた取り組み」及び「国際交流、地域間交流」はあり方、方向性を検討すべき施策となっています。

今後も、行財政改革を更に推進するため、計画の実施状況の点検と見直しを行い、業務の効率化や健全財政の維持に努めていくことが必要です。また、社会情勢や住民のニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、住民をはじめとした様々な関係者との更なる連携に向けた体制づくりや情報提供を進めるとともに、職員の資質向上に努めていくことが必要です。さらに、行政の効率化や経費節減に向けて、近隣市町村との広域連携を検討していくことが求められます。

■基本方針

社会情勢や住民ニーズに対応できるよう、行財政改革を積極的に進めることで安定した行財政基盤の確立を図り、持続可能な自治体経営の実現をめざします。

■主要な施策・事業

(1) 財政基盤の強化	①行政改革大綱・実施計画の推進による堅実な財政運営を行います。 ②身の丈に合った予算規模と、村づくり戦略と政策評価に基づく施策の選択や重点化に努めます。
(2) 市町村の広域連携の推進	①今後も個別の課題ごとに、近隣や東部広域市町村圏域の市町村との事務の広域連携を検討し、関係市町村との研究・協議を行います。

(3) 庁内及び地域の情報化と住民との情報共有の推進	①総合行政ネットワーク（L G W A N）への対応と電子自治体推進のための庁内情報化の充実を図ります。 ②行政、産業、生涯学習、保健福祉情報など、インターネットを利用した情報連携の推進を図ります。 ③広報、ホームページなどを通じた積極的な情報公開を推進します。 ④村職員が常会・会合に出向いて村政について説明する、村政出前講座を行います。
(4) 行政改革の推進	①行政改革大綱に基づく改革を実践します。 ②計画の実施状況の点検と見直しを行います。
(5) 人材育成の強化	①計画的な研修の実施と、研修の充実を図ります。 ②自己研さんの奨励・支援と、職場内での日常的な実践を通じた学習・研修を実施し、積極的な参加を促します。



3. 男女共同参画の推進

1 男女共同参画の村づくり

■現状と課題

近年、少子高齢化が進み、人口減少が進む我が国においては、雇用環境や家族形態の多様化などが進む中で、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題となっています。しかし、男女共同参画社会の形成は着実に進んでいるものの、性別役割分担意識や性差に関する偏見はいまだに残っています。これらを解消し、一人一人の人格を尊重する意識を浸透させていくためには、誰もが自由に生き方を選択できる社会の実現と心理的安全性の確保が求められています。

本村では、住民の幅広い意見を反映させるため、各種委員会等において、女性委員の積極的な登用を図っています。また、広報・啓発活動や学校教育、社会教育などの様々な機会を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っています。

今後も、広報・啓発活動や学校教育等を活用して、性別役割分担意識や性差に関する偏見をなくしていくための取組を進めていくことが必要です。また、様々な施策に住民の幅広い意見を反映させることができるよう、女性委員の登用の拡大を図っていくことが必要です。さらに、DV（ドメスティックバイオレンス）や各種ハラスメントの根絶に向けて、関係機関や関係団体等と連携しながら、取り組んでいくことが求められます。

■基本方針

広報・啓発活動や学校教育等の機会を活用して、性別によらず、一人一人がお互いの違いを個性として受け止め、認め合い、協力しながら支え合える男女共同参画社会をめざします。

■主要な施策・事業

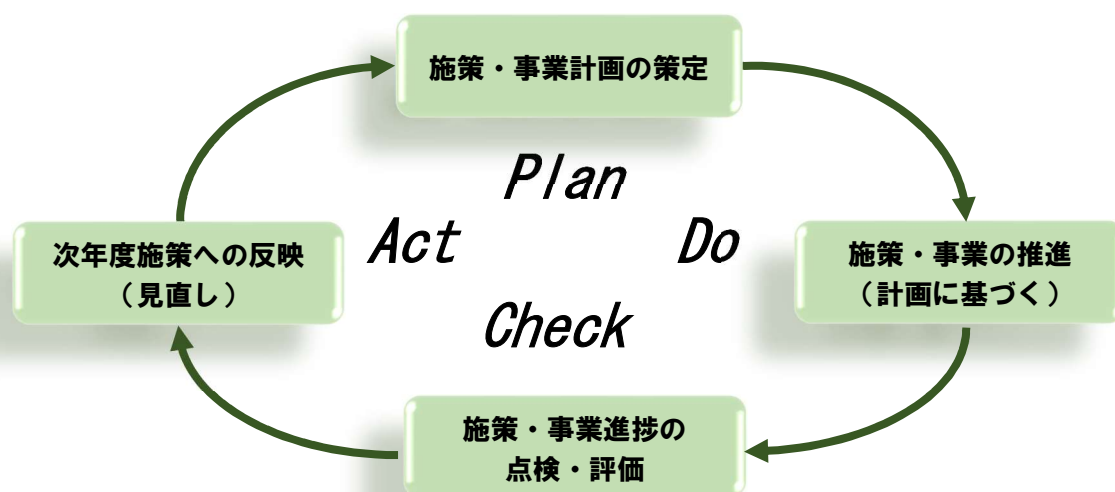
(1) 男女共同参画の推進	①人権施策を盛り込んだ男女共同参画社会の推進を行い、固定的な性別役割分担意識や悪しき習慣やしきたりの見直しを行います。 ②地域、職場、家庭等における男女共同参画の促進と心理的安全性の確保に努めます。 ③DV（ドメスティックバイオレンス）や各種ハラスメントの防止と保護のための啓発活動を推進するとともに、徳島県と連携して相談支援体制の充実を図ります。 ④政策決定過程への女性の参画の拡大を図るため、各種委員会等の委員の選任において、女性委員の積極的な登用を基本方針とします。 ⑤義務教育をはじめとする教育現場での男女共同の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手に思いやりを持つことができる教育を推進します。
---------------	--

第6章 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、基本計画に掲げるそれぞれの事業の実施計画書を作成し、庁内全体で事業の進捗管理を行います。

また、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、効果を検証し、各施策・事業内容の有効性の維持向上に努めるPDCAサイクルを活用しながら、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。

図表 PDCAサイクルのイメージ



第4編

地方創生総合戦略

第1章 基本理念

佐那河内村は、徳島県唯一の村であり、古くから伝わる「講中」と呼ばれる相互扶助組織や「常会」「名中」と呼ばれる住民自治組織が多く存在しています。これらは、本村の自治の礎であり、地域の心ときずなをつなぐ独特のコミュニティ組織が今もなお継承されています。

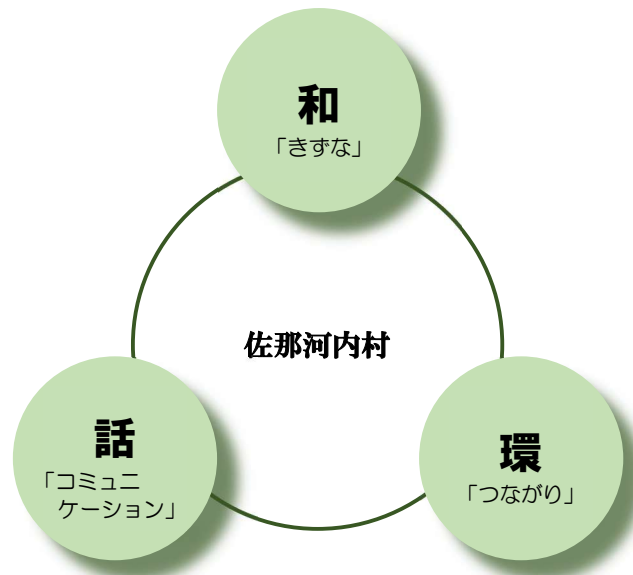
また、県庁所在地より20分程度に位置するにも関わらず、美しい自然の風景を残し、石積みなどの優れた景観も多く見られます。

一方で、全国的な少子高齢化は本村でも進行しており、人口ビジョンで示したような人口減少が続けば、常会等のコミュニティ文化・自治文化や美しい風景などが維持できずに失われてしまいます。

本村の地方創生総合戦略は、次の世代へ向けて「佐那河内村」という「村」の魅力を伝え、本村に関わる全ての人々と地域を育てていくためのツールとなるものです。

本村を支える「和（きずな）」・「環（つながり）」・「話（コミュニケーション）」という3つの『わ』を育てていくことを地方創生総合戦略の目的として掲げ、基本理念を「県唯一の村の『わ』を次世代へ向けて育む」と定めます。

県唯一の村の『わ』を次世代へ向けて育む



第2章 施策体系

<基本理念>

県唯一の村の『わ』を次世代へ向けて育む

<基本施策>

1. しごと・雇用を創出する

2. 新しいひとの流れをつくる

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

4. 交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める

<施策>

1 企業の誘致及び維持

2 起業及び事業継続の支援

3 佐那河内ブランドのPR

4 農業支援

1 転出人口の抑制

2 転入人口を増やす

3 関係人口を増やす

1 結婚支援

2 出産支援

3 子育て支援

1 交流拠点の充実

2 地域連携の維持・強化

3 地縁組織支援と移住者との連携

第3章 基本施策

1. しごと・雇用を創出する

1 企業の誘致及び維持

<KPI（重要業績評価指標）>

内容	R7 年度	R11 年度	単位	アウト カム指標
企業の誘致数（多目的地域交流施設「YOTTE-KAN」の利用率）	5年間常に利用		%	◎

※「アウトカム指標」とは、事業等の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表すものです。

<主な施策方針>

- IT系、デザイン系など都市部でなくても成立する分野の企業の誘致を図ります。
- 村の環境・社会状況を生かし、地域の社会的課題解決につながる事業や企業の誘致を図ります。
- 地域に根ざした小規模事業者の経営改善等のため、企業間や異業種間の交流に積極的に取り組みます。
- ウェブサイト等を活用し、大都市圏へ企業進出候補地として情報発信やPRを行います。
- 災害発生時に必要不可欠な村内の土木・建築業等の育成支援に努めます。

2 起業及び事業継続の支援

<KPI（重要業績評価指標）>

内容	R7 年度	R11 年度	単位	アウト カム指標
事業継承者と被継承者とのマッチング数	1	→ 2	件/年	
起業家数	0	→ 2	件/年	◎

<主な施策方針>

- 起業・事業継続の相談を行う支援組織と連携し、村内での起業や事業継続を支援します。
- 道具の貸出しや技術支援等により、移住者の継業支援を行います。
- 村の食や自然などの地域資源を生かした起業を支援します（地元食産業等との連携）。
- 村内での起業家が、経営アドバイス等を受けられる支援制度を検討します。
- ICTを活用し、デザイン分野、映像分野など、農村においても実現可能な事業の起業を推進します。
- 地域内の事業活性化に向け、起業支援計画の作成や助成金の利用を促進するなど、事業者の経営規模拡大に向けた取組を支援します。
- 村の環境や地域資源を生かしたコミュニティビジネスの創出を支援します。

3 佐那河内ブランドのPR

<KPI（重要業績評価指標）>

内容	R7 年度	R11 年度	単位	アウト カム指標
新規ブランド産品数	5年間で	3	種	
村のHPサイトアクセス数	→	100,000	件/年	

<主な施策方針>

- 村の特産品等のブランド力の向上に向けての情報発信や、生産力の強化に取り組みます。
- 新たな特産品開発・販路拡大を支援し、村内での事業拡大による雇用増加を図ります。
- 映像クリエイター等と連携し、佐那河内村の環境や文化のPRを進めます。
- 特産品の直販や生産工程の見学・体験のできる加工施設等の活性化を図ります。
- 村内の生産品についてメディアを通じたPRの拡大を行います（すだち、達磨キウイ、大川原ネギ、さくらももいちご等）。
- ふるさと納税事業を通じた佐那河内ブランドのPRを強化します。

4 農業支援

<KPI（重要業績評価指標）>

内容	R7 年度	R11 年度	単位	アウト カム指標
新規就農者数	→	2	人/年	◎
アグリスchoolの参加者数	→	10	人/年	
体験宿泊者数（多目的地域交流施設「YOTTE-KAN」利用者数）	→	50	人/年	

<主な施策方針>

- 営農指導や資金援助等のコーディネート強化により、新規就農（事業継続含む）を促進します。
- 果樹オーナー制度やファームステイ研修、農業体験等を活用し、村外者が「佐那河内村」を知る機会と交流人口の拡大を図ります。
- 小・中学校などと連携し、子ども向けの就農PRや地産地消などの食育を行います。
- 農業関連事業者と連携し、6次産業開発を進めます（すだち等の特産品や農林産物を用いたアイス、スイーツ等の開発支援、販促支援、体験学習支援など）。
- ふるさと納税制度を活用し、特産品の販売を促進します。
- 農地保全を目的とした景観作物の栽培を推奨していきます。
- 都市部でのフェア等を活用し、対外的なPRを強化します。
- 遊休農地の利活用を図るため、遊休農地の利用・売買に関する特区を制定するなど、活発な土地利用を推進します。
- 有害鳥獣対策の調査研究などの支援を行います。

2. 新しいひとの流れをつくる

1 転出人口の抑制

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
Uターン者数		3	組/年	
子育て世代の転出数	→	0	組/年	◎

< 主な施策方針 >

○村の立地状況や、生活実態を踏まえ、村内に住みながら他市町に勤務する住民の生活環境の充実を図ります。

○近隣市町の企業に勤務しながら、村内に暮らすライフスタイルの普及を図ります。

2 転入人口を増やす

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
子育て世代の移住者数	→	5	組/年	◎
リタイア世代の移住者数	→	2	組/年	◎
空き家バンクを利用した移住者数	→	2	件/年	

< 主な施策方針 >

○移住者に対する村の受入れ体制を整えるため、村民、空き家所有者、地権者等と意識を共有し、空き家や土地の利活用を促していきます。

○移住者等に対して、村内の空き家の利活用及び新築を促進するための支援制度を継続します。

○金融機関、税理士等と連携を図り、移住希望者が安心して入居できる仕組みづくりを行います。

○地域の伝統や風習などの暮らしの作法をアドバイスし、集落との交流をコーディネートする後見人的な人材配置・組織配置などの支援を行います。

○村の情報や移住情報のPRを行います（映像制作、ホームページ制作、パンフレット作成など）。

○村内での定住を推進し、かつ移住を促進するための住宅供給や宅地造成を行います。

○空き家及び空き店舗を再生し利活用していく支援施策と仕組みを構築します。

○建物を新築又は増改築する際には、村づくり作法集に沿った景観づくりを推奨します。

○専門知識を持った移住者等を積極的に人材として活用を図ります。

3 関係人口を増やす

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
ふるさと納税寄付金額		→ 10,000	万円/ 年	
交流機会の継続	3 まつり・1 大会の継続		%	

< 主な施策方針 >

- マップや映像媒体を活用し、観光情報発信を行うことで来村者の増加を図ります。
- 広域観光を推進し、周辺自治体との機能連携を進めることで来村者の増加を図ります。
- 村民と来村者との交流を深化するイベントを開催し、密接な内外関係を築き、「関係人口」を創出します。
- 地域研究を行う機関（大学、建築士会等）の協力をあおぐことで外部の視点からの地域資源
- 地域の自然や特性を生かした、子育てに関わる活動や体験学習に地域内外の方に参加してもらえよう支援を行います。
- 都市部からの高齢者を受け入れることで交流を生み出し、あわせて雇用増加を図ります。
- ふるさと納税者や村出身者等にふるさと住民票の発行を促します。
- あじさいまつり、納涼夏まつり、ふれあいまつり、ヒルクライム大会を継続し、交流人口を増やします。



3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

1 結婚支援

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
婚姻件数	→	3	組/年	

< 主な施策方針 >

- 婚活パーティー等の出会いの場づくりの支援を地域内外に関わらず行い、村内の定住人口の増加を図ります。
- 居酒屋やカフェの活用等の身近な交流ポテンシャルを生かした出会いの場の創出を支援していきます。
- 村外の人を交えた交流イベントの企画・運営・支援を行っていきます(アウトドアイベント、陶芸教室、生花教室、料理教室など)。
- 結婚時における経済的支援制度を検討します。

2 出産支援

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
出産相談率（母子手帳交付者への相談率）	→	100	%	

< 主な施策方針 >

- 専門家による出産・子育てのアドバイスを継続支援していきます。
- 安心した出産のために、徳島市内の病院と連携した出産前ケアの仕組みづくり等を推進します。
- 不妊治療のサポート支援を継続支援していきます。
- 出産時等において村からの記念品贈呈品目の充実を図ります。
- 学校教育の中で出産や子育てに関する教育に取り組んでいきます。

3 子育て支援

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
地域子育て支援拠点の利用者延べ人数	→	20	人/年	
待機児童数 0 の継続	→	0	人/年	

< 主な施策方針 >

- 「佐那河内村」ならではの環境と社会資本、人材、人間関係を生かした子育て・環境づくりを支援していきます。
- 地域人材と連携した、育児・子育ての悩み解消の相談サービスなどの仕組みづくりを推進します。
- 働く親への支援として、11 時間保育や学童保育を継続し、保育サービスの充実を図ります。
- 保育、学校教育、社会教育が連携して臨む、英語教育を強化していきます。
- 9年間で子どもを育てる小中一貫教育の充実に取り組みます。
- 豊かな自然環境、農業環境を生かした「食育」を推進していきます。
- 小・中学校の学校給食費補助金制度を継続していきます。
- 高校生までの医療費無料化制度を継続していきます。
- 村の伝統文化の継承や自然環境等に関する教室を開き、村らしい子育てを支援します。



4. 交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める

1 交流拠点の充実

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
役場庁舎跡地等における交流施設の充実	目標年度	R 1 1	%	

< 主な施策方針 >

- 「新家」の機能充実を図り、地域内外の人の交流や移住定住推進の取組を強化します。また、さなの里やＪＡ直売所等と連携を図り、村の集客力を高めます。
- 高齢者の移動支援として公共交通の見直しや、住民同士の交流を促進します。
- 地域交通確保のための検討会を設置します。
- 新庁舎を行政サービスの拠点としてだけでなく、交流機能としての充実も図ります。
- 役場庁舎跡地に交流施設を建築し、交流拠点を充実させます。

2 地域連携の継続・強化

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
常会と行政との意見交換会の実施（常会長会の継続）	→	1	回/年	

< 主な施策方針 >

- 47の常会や村内各地の集会所を、地域活性化や交流のための拠点とし、調理場所や宿泊の場として利活用しながら、コミュニティ強化や地域外との交流連携を図っていきます。
- 自主防災組織や消防団活動を支援し、防災力の維持・強化を図っていきます。
- 鳥獣害被害対策の広域連携を強化していきます（佐那河内神山地域鳥獣被害防止計画）。
- 東部障害保健福祉圏域に即した連携を行っていきます。
- シェアビレッジの導入を検討します。
- 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、生活面、観光面等に渡り、広域連携を行っていきます。

3 地縁組織支援と移住者との連携

< K P I（重要業績評価指標） >

内容	R 7 年度	R 1 1 年度	単位	アウト カム指標
移住者の地域への理解を深めるための伝承講座の開催	→	2	回/年	

< 主な施策方針 >

- 農林業体験、自然体験、環境に関する体験学習など地域発の取組を支援します。
- 豊かに暮らすことができ、安心して子育てができる村の環境を情報発信します。
- 移住希望者に集落での協働体験をしてもらう機会を設けます（河川一斉清掃や道路愛護会のほか、農業や村の暮らしの作法などを学ぶ機会を設けます。）。
- 移住者と移住希望者が交流する機会を設けます。
- 村の魅力を高めるための住民活動を推進します。
- 村だからこそできる暮らし方を追求し、村ならではのライフスタイルをPRします。
- 移住者の地域への理解を深めるため、郷土料理等の食や文化の伝承を支援します。



資料編

1 総合計画策定委員会委員名簿

○平成 30 年 12 月 26 日現在

No.	区分	氏 名	役職・所属等
1	学	田 口 太 郎	徳島大学総合科学部 准教授
2	官	長谷川 尚洋	徳島県地方創生推進課長
3	官	坂 東 淳	徳島県危機管理政策課長
4	議会	岡 本 隆 次	佐那河内村議会議長
5	官	瀧 本 寛	佐那河内村消防団長
6	産	浅 川 芳 宏	佐那河内村建設業協会会長
7	産	藤 本 忠	佐那河内村商工共栄会会長
8	福	長 尾 久 代	佐那河内村婦人会会長
9	福	森 河 勤	佐那河内村老人会会長
10	産	星 山 隆 啓	佐那河内村農業委員会会長
11	福	元 木 秀 男	佐那河内村民生・児童委員会会長
12	産	岡 本 和 幸	宮前笑会代表
13	学	日 下 輝 彦	佐那河内村教育委員・集落支援員
14	福	大 仲 香 織	佐那河内保育所保護者会長
15	学	奈 木 利 恵	佐那河内小学校 P T A 会長
16	学	彦 上 亜 依	佐那河内中学校 P T A 会長
17	官	岡 山 勝 明	佐那河内村消防団顧問
18	福	栗 野 サチ子	看護師・協議体コーディネーター
19	移	西 川 高 士	移住・交流コーディネーター
20	産	栗 坂 政 史	農業後継者
21	官	森 脇 昇 一	佐那河内村副村長
22	学	福 岡 俊 和	佐那河内村教育長

○令和元年6月1日現在

No.	区分	氏 名	役職・所属等
1	学	田 口 太 郎	徳島大学総合科学部 准教授
2	官	田 上 賢 児	徳島県地方創生推進課長
3	官	坂 東 淳	徳島県危機管理政策課長
4	議会	加 藤 秀 数	佐那河内村議会議長
5	官	瀧 本 寛	佐那河内村消防団長
6	産	柳 澤 光 男	佐那河内村建設業協会会長
7	産	藤 本 忠	佐那河内村商工共栄会会長
8	福	長 尾 久 代	佐那河内村婦人会会長
9	福	小 谷 洋 二	佐那河内村老人会会長
10	産	星 山 隆 啓	佐那河内村農業委員会会長
11	福	元 木 秀 男	佐那河内村民生・児童委員会会長
12	産	岡 本 和 幸	宮前笑会代表・集落支援員
13	学	日 下 輝 彦	佐那河内村教育委員・集落支援員・佐那河内小学校PTA会長
14	福	岡 西 真由美	佐那河内保育所保護者会長
15	学	彦 上 亜 依	佐那河内中学校PTA会長・集落支援員
16	官	岡 山 勝 明	佐那河内村消防団顧問
17	福	栗 野 サチ子	看護師・協議体コーディネーター・集落支援員
18	移	西 川 高 士	移住・交流コーディネーター
19	産	栗 坂 政 史	農業後継者
20	官	森 脇 昇 一	佐那河内村副村長
21	学	大 島 千 文	佐那河内村教育長

○令和2年3月23日現在

No.	区分	氏 名	役職・所属等
1	学	田 口 太 郎	徳島大学総合科学部 准教授
2	官	田 上 賢 児	徳島県地方創生推進課長
3	官	坂 東 淳	徳島県危機管理政策課長
4	議会	加 藤 秀 数	佐那河内村議会議長
5	官	瀧 本 寛	佐那河内村消防団長
6	産	柳 澤 光 男	佐那河内村建設業協会会長
7	産	藤 本 忠	佐那河内村商工共栄会会長
8	福	長 尾 久 代	佐那河内村婦人会会長
9	福	小 谷 洋 二	佐那河内村老人会会長
10	産	星 山 隆 啓	佐那河内村農業委員会会長
11	福	瀧 倉 宏	佐那河内村民生・児童委員会会長
12	産	岡 本 和 幸	宮前笑会代表・集落支援員
13	学	日 下 輝 彦	佐那河内村教育委員・集落支援員・佐那河内小学校PTA会長
14	福	岡 西 真由美	佐那河内保育所保護者会長
15	学	彦 上 亜 依	佐那河内中学校PTA会長・集落支援員
16	官	岡 山 勝 明	佐那河内村消防団顧問
17	福	栗 野 サチ子	看護師・協議体コーディネーター・集落支援員
18	移	西 川 高 士	移住・交流コーディネーター
19	産	栗 坂 政 史	農業後継者
20	官	小 原 広 行	佐那河内村副村長
21	学	大 島 千 文	佐那河内村教育長

○令和6年12月10日現在

No.	区分	氏 名	役職・所属等
1	教	田 口 太 郎	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
2	行	岡 島 啓 治	徳島県企画総務部副理事
3	行	星 山 隆 啓	佐那河内村農業委員会会長
4	住	岡 山 勝 明	佐那河内村消防団顧問
5	住	富 長 伸 司	佐那河内村消防団長
6	住	長 尾 久 代	佐那河内村婦人会会長
7	住	小 谷 洋 二	佐那河内村老人会会長
8	住	柏 木 真由美	移住・交流コーディネーター
9	福	富 永 善 明	佐那河内村民生・児童委員会会長
10	福	栗 野 サチ子	看護師・佐那河内村生活支援体制整備事業協議体生活支援コーディネーター
11	福	山 川 佳 郎	佐那河内保育所保護者会長
12	教	山 村 ひとみ	佐那河内中学校PTA会長
13	教	池 端 潔 人	佐那河内小学校PTA会長
14	産	東 充 宏	佐那河内村建設業協会会長
15	産	藤 本 忠	佐那河内村商工共栄会会長・佐那河内村議会議員
16	産	栗 坂 政 史	農業者
17	行	益 田 英 栄	佐那河内村副村長
18	教	大 島 千 文	佐那河内村教育長

○令和7年2月10日現在

No.	区分	氏 名	役職・所属等
1	教	田 口 太 郎	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
2	行	岡 島 啓 治	徳島県企画総務部副理事
3	行	星 山 隆 啓	佐那河内村農業委員会会長
4	住	富 長 伸 司	佐那河内村消防団長
5	住	長 尾 久 代	佐那河内村婦人会会長
6	住	小 谷 洋 二	佐那河内村老人会会長
7	住	柏 木 真由美	移住・交流コーディネーター
8	福	富 永 善 明	佐那河内村民生・児童委員会会長
9	福	栗 野 サチ子	看護師・佐那河内村生活支援体制整備事業協議体生活支援コ ーディネーター
10	福	山 川 佳 郎	佐那河内保育所保護者会長
11	教	山 村 ひとみ	佐那河内中学校ＰＴＡ会長
12	教	池 端 潔 人	佐那河内小学校ＰＴＡ会長
13	産	東 充 宏	佐那河内村建設業協会会長
14	産	藤 本 忠	佐那河内村商工共栄会会長・佐那河内村議会議員
15	産	栗 坂 政 史	農業者
16	行	益 田 英 栄	佐那河内村副村長
17	教	大 島 千 文	佐那河内村教育長

佐那河内村総合計画

発行年月：令和２年４月（前期）

令和７年４月（後期）

発 行：佐那河内村

編 集：佐那河内村 企画政策課

住 所：〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地 1

電 話：088-679-2973

F A X：088-679-2125

20250401